

# 平成27年第1回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成27年3月16日（月曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

---

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得	小野島広人	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

---

## 本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

---

## 開議の宣告

### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について、申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号7番 高田文一君と8番 高橋勝美君を指名いたします。

---

## 日程第2 一般質問

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第2、一般質問を行います。

7番 高田文一君の発言を許します。

### ○7番（高田文一君）

改めまして、おはようございます。

何年ぶりかの1番バッターでございますけれども、少し緊張しております。

先週は思わぬ雪で、梅の花も雪の重さでじっと耐えていた姿が印象的でございますけれども、そうは言いながらも、次の桜のつぼみへバトンタッチをするがごとく、雪も早く解けてくれました。

今週ですか、きょうからまた気温がぐっと上がるように報道されていますので、ああ春が来るんだなというふうに印象強く思っています。

予算も10年ぶりの大型予算で、多分市民の皆さんも議会で十分審議された。そして、市民の皆様方へ温かい事業が届くのではないかと、そう思いながら、真剣に最終日まで審議をしなければいけないというふうに、またこれも責任を感じているところでございます。

本日は大きな項目で3点を通告させていただいておりますので、その通告に基づきまして順次質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初の小学校・中学校の統廃合についてでございますが、これは、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて、文部科学省が公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引、マニフェストを先日公表したところでございまして、その公表された報道を見ていると、いろいろ意

見があったり、立場があつて、感想を述べられたり、そんなことがございました。

私も、今このときに、国がなぜこの手引、マニフェストを発表し、全国の教育委員会へ通知をしたのかなというふうに思っておりました。今回の手引の公表は、一つは実態調査があつたというふうに報道されています。それが平成26年5月1日でございますが、これが調査時点で、全国の教育委員会を対象に、学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査ということで、調査の結果もかなり分厚い調査結果表でございます。

その調査の中には、通学距離であつたり、通学時間であつたり、通学方法なども詳しく細かく調査がされております。

いずれにしても、この実態調査を基本にして、今回の手引がつくられ、発表されたというふうに報じられています。

そういうことで、少子化の進展が長期的に継続することが見込まれることから、学校の小規模化に伴う教育上の諸問題が懸念されているというふうに言われておるところでございます。少子化の進展による学校の小規模化に伴い、児童・生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる等々の課題も懸念されているということが、あわせてこの手引の中にも書いてございます。

そういうことで、もちろんそれぞれの地域の実態に応じて、少子化に対応した学校づくりのための方策が今求められているということでございます。

小・中学校の設置のあり方を最終的に判断するのは、当然ではございますが、学校設置者、すなわち市であり、いろんな材料がございますので、そういう一つの選択方法の手引でもあろうかというふうに見ておるところでございます。

よって、本巢市が目指す教育を一つの基本にしまして、今回は北部地域の小学校についてお伺いをしたいと思います。

最初に、小規模校、すなわち根尾小学校、根尾中学校、外山小学校を今回は思っておるんですが、児童・生徒の推移はどういうふうに今考えておられるといたしますか、いろんな諸条件があつて推計をとっておられるのではないかとと思いますが、最初にそのことについてお伺いしたいと思います。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

**○教育長（白木裕治君）**

おはようございます。

ただいま議員のほうから、小規模校の児童・生徒数の推移についてのお尋ねがあつたわけでございますが、その前に、議員御指摘のように、文部科学省より、60年ぶりということになるわけでございますけれども、学校統廃合の指針となる手引が見直されまして、特にでございますけれども、小学校6学級以下、中学校3学級以下と申しますのは、これ通常の単独学級ではなくて、複式学級ができる学校を指すわけでございますけれども、これらの学校につきましては検討をする必要があ

ることが示されたところでございます。

本巢市においてでございますけれども、お話しございましたように、特に配慮していかなければならない小規模の学校といたしましては、議員御指摘のとおり、根尾小学校、そして根尾中学校、さらに外山小学校の北部の3小・中学校でございますので、これらの今後10年間の児童・生徒数の推移につきまして、まず触れさせていただきます。

根尾小学校でございますけれども、本年度は29名在籍しているわけでございますが、これにつきましてはこれから先もほぼ横ばいの状況でございますが、10年後の平成36年度には32名の見込みでございます。

続きまして、根尾中学校でございますが、本年度は28名でございますが、4年後の平成30年度には11名まで減少しますけれども、その後は増加いたしまして、10年後には19名の見込みでございます。

続きまして、外山小学校でございますが、本年度61名の在籍がございますが、徐々に減少いたしまして、10年後には48名の見込みでございます。

今申し上げましたように、北部地域の学校につきましては、全体から見まして、今後若干の減少はやむを得ないところでございますけれども、ほぼ現状維持の状況で推移する予定でございます。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

今お聞きをしますと、10年後ですね。特に根尾小学校については、29が横ばいで32名になる推移をお聞きしたんですけれども、外山小学校については徐々に減少していくということですが、数字なんですけど、保健事業なんかでやられます妊産婦の指導とか、マタニティスクールとか、そういうところでのゼロ歳と言ったほうがよろしいのでしょうか。そういう実態は確かな数字はつかめると私も思うわけなんですけど、さらにその10年後ですね。今、36年というふうにお聞きをしたんですが、10年後の予測になるのかなというふうに思うんですが、これには人口動態であったり、諸条件、当然そういうものの中から予測をされているというふうに思うんですけれども、この数字は、今後、教育行政の中で当然目標値として使っていられるお考えでしょうか。その1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

ただいま予測数ということでお尋ねがあったわけでございますが、議員御指摘のとおり、例えば小学校の場合ですと6歳から入学するわけでございますので、これから先、6年間の数字につきま

しては実数という捉えで、私どももこれにつきましては、県、そして国のほうへも報告をしながら扱っている数字でございます。ただし、10年後ということになりますと、小学生につきましては、7年先から、7、8、9、10につきましては推定数でございます。そのことにつきましてはお断りをさせていただこうと思っておりますが、中学校のほうにつきましては、現在、地域に出生している数字でございますので、確かな数字だと。これを目標にこれからの教育行政のあり方を考えてまいりたいと、こういうふうを考えているところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

1番目の質問については、将来についてのことはわかりましたので、これで終わりたいと思います。

2つ目の、少人数で学ぶ児童・生徒の自主性や社会性の育成の実態はどういうふうに捉えておられるのか、お聞きしたいと思いますが、自主性とか社会性につきましては、総合計画の後期基本計画の中、そして26年度の市の目指す教育の今後の課題の中にも、それぞれ少人数で学ぶ北部地域における児童・生徒の自主性や社会性の育成を計画にきちっと位置づけられております。そういう意味でも、2番目の、少人数で学ぶ児童・生徒の自主性や社会性の育成の実態についてお聞きをしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

自主性や社会性の育成についてでございますが、今お話しございましたように、本巢市の第1次総合計画、後期基本計画でございますが、23年度から27年度までということで、この中でもお示しをさせていただいておりますように、本巢市におきましては、少人数で学びます北部地域における子供たちの自主性、そして社会性の育成が大きな課題であると。その解決のために、北部地域と南部地域の小・中交流、そしてともに学び合う環境づくり、こういうことに力を入れて、各学校でこれまでも実践を積み重ねてきているところでございます。

まず、自主性の育成ということでございますけれども、これにつきましては、少人数で学ぶというよさを生かしまして、個に応じたきめ細かい指導や繰り返しの指導、そして確実な見届けによりまして、一人一人に基本的な生活習慣、そして確かな学力を身につけさせることによりまして、その育成を図るよう努めてきているところでございます。

また、社会性の育成でございますけれども、根尾中学校におきましては、春には淡墨桜を通して、また夏には宗次郎コンサートでのオカリナ演奏を通しまして、多くの観光客の方々との触れ合いの場を設けたり、また根尾小学校では、根尾小学校だけではなくて、外山小学校もそうでございます。

けれども、3世代交流や高齢者の方々との触れ合いなど、地域の方々の協力を得ながらの特色ある教育を工夫して、社会性の育成に努めてきたところでございます。

さらに、少人数で学ぶ子供たちが多様な考えに触れたり、多くの子供たちと意見交流ができるように、ライブ中継システムを活用しました南部の学校との合同授業や、児童・生徒が直接触れ合うことができるよう、根尾小、外山小での合同の修学旅行、さらに根尾中学校、本巣中学校では合同の野外研修、こういうものを実施したり、中学校の子供たちの代表が集まって、リーダー性、自治力を育成する児童会・生徒会サミット、こういうものを開催いたしまして、市内全域の子供同士がともに学び合い、自主性や社会性を充実する活動、こういうことにも力を入れてきているところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

小規模校だから、あるいは地域と密着したそういう教育が着々と実践として進められていることについては私も大ざっぱには知っておりましたが、大きな実践活動が進められております。

そういうことで、次の3番目に関連をしてくると思いますので、3番目の質問に入らせていただきます。

小規模校を存続させる場合の代表的なメリットとデメリットへの対応をここでお聞きしたいと思います。

先ほどの答弁でございましたように、いろんな創意工夫を生かした小規模校のメリットを最大化することと、逆にデメリットを克服しながら学校づくりに対応していくことではないかと思っています。これも行財政改革大綱の実施計画の中に、実施効果として、地域に学校の取り組み等を情報発信することにより、信頼と理解ある協働連携の学校づくりができていくと。これが実施効果の目標として上げられております。こういうことも含めまして、3番目についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

ただいまメリット・デメリットということに対する対応ということでお尋ねがあったわけですが、まず、小規模校のメリットにつきましては、大規模校と違いまして、大変人数が少のうございますので、個に応じたきめ細かい指導が可能になります。そういうことを通しまして、一人一人に確かな学力を身につけさせたり、個々のテーマに応じた学習を展開したりすることができるというわけで、それぞれの子どもの特性を引き出し、伸ばす教育を行うことができることがメリッ

トであるというふうに考えております。

小規模校のデメリットでございますけれども、これは大きく3つあるというふうに思っております。

まず1つ目でございますが、小学校におきましては、児童・生徒数が少ないために異なった学年が1つの教室で勉強する、いわゆる、先ほども申し上げました複式学級を制度上は編制しなければならないということになっていることでございます。それから、2つ目でございますが、中学校のほうでございますけれども、複式学級の問題は岐阜県の場合は起こりませんが、教員の数が9教科、要するに9人の専門の教師よりも若干少なくなることがございまして、教科の専門性の問題が生ずることでございます。さらに3つ目でございますけれども、これも先ほど触れさせていただいたわけでございますが、自主性、それから社会性の育成の問題でございます。

これらデメリットへの対応でございますが、1つ目の複式学級への対応につきましては、それぞれの学年が単独で授業を受けることができるように県のほうにもお願いをいたしまして、県費非常勤講師、そして市のほうでは、これも議会のほうでお認めをいただきながら、市費の支援員を増員して対応してきているところでございまして、複式の解消を図るということで対応をしているところでございます。

それから、2つ目の中学校教科の専門性への対応のほうでございますけれども、教科に偏りのない教員の配置を行ったり、他の学校から専門の教師を配置できるように兼務発令をしたりして、全教科ともに専門の教師が指導に当たれるように配慮しているところでございます。

3つ目の自主性や社会性の育成への対応でございますけれども、これは先ほど述べさせていただきました地域の方々との触れ合いや、ライブ中継システムを活用した合同授業等による同世代の仲間との交流を実施することにより、デメリットの解消に努めているところでございます。

今申し上げましたように、本巣市の北部の小規模小・中学校につきましては、デメリットへの対応に精いっぱい取り組み、南北ともに共通の学びができるよう努めているところでございますので、今後とも何とぞ御支援のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

しっかりとメリットとデメリットを、先ほどの2番目の質問の実践の中からもきちんと位置づけをされているということでございます。

今回の手引の中でも、学校は地域のコミュニティーの核としての性格を非常に有している、そういう学校も多いというふうに視点の中でも言っています。特に今、答弁がございましたように、北部地域の学校はそれぞれやっぱり地域と大きなつながりがあって、教育行政だけではなく、このことはやっぱり将来の本巣市のまちづくりにも大きく影響をしていくことではないかというふうに、

今お聞きをしております。

そういうことで、いろんな意味を統合という判断は、教育的観点だけではなくて、地域のさまざまな事情や総合的なことを考慮して、ますます本巢市のまちづくりのためにも今後検討を続けていっていただきたいという希望を申し上げて、この大きい1問についての質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

2つ目につきましては、有害鳥獣対策についてお聞きをしたいと思いますので、お願いいたします。

野生鳥獣による農作物への被害が増大しているし、人への被害も、報道によりますとあちこちで本年は特に多く発生をしておるようでございます。自動車の接触事故であったり、衝突は市内でも数件お聞きをしております。さらに最近では、屋内、家屋への侵入などの被害が非常に多方面にわたってきております。

本市でも、鳥獣被害対策の委託料につきまして、9月補正、12月補正、今回の3月補正にそれぞれ計上していただいております、例えば委託料とか、報償金も後ほど質問をさせていただきますけれども、今回、岐阜県が、27年の1月23日の報道によりますと、わな猟でのニホンジカ捕獲を無制限にし、個体数調整の捕獲も県内全域に広め、イノシシの個体数調整も新たに実施できるようにするというふうに言ってまして、その後、2月4日の報道によりますと、さらに専任の鳥獣害対策室を新設し、県内10カ所の農林事務所に専門指導員を1人ずつ配置する旨が発表されました。これは新年度に向けての発表というふうに報道されておりました。

これは、やっぱり岐阜県、国もそうなんですが、非常に被害が増大しておって、その対策をいろいろ講じられております。

ここで私は、そういうことなので、本巢市も今言うように、いろいろ事業とか、予算の措置はされておりますけれども、さらに対策を拡大やら強化するいい機会ではないかなというふうに思いましたので、お伺いいたします。

1つは、まず報償金や委託料の見直しはどうなんでしょうかという質問でございます。

現在、委託料につきまして、ヌートリア、カラス、イノシシ、鹿等でございます。特にイノシシ、鹿につきましては、わなの設置、移動、撤去だけでも6万円計上されています。そして、報償金につきましても、イノシシ、鹿、猿、ヌートリア等、カラスまでございますが、特に猿の捕獲につきましては1頭3万円と、それぞれ金額設置がされておりますが、特に今回見直しをしたらという気持ちになりましたのは、ヌートリアとかハクビシンの小動物が市内全域にわたって発生、生態しながら、その被害もふえているという実態があるわけでございます。そんな意味でも、報償金や委託料の見直しは、あるいはそういうお考えがあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。担当部長さんにそれぞれよろしくお願いいたしたいと思います。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長及び林政部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。



○産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の報償金や委託料の見直しにつきましては、市の有害鳥獣対策として行っております有害鳥獣の捕獲等につきましては、現在、本巣市猟友会と委託契約を締結し、実施しているところでございます。

有害鳥獣の捕獲報償金の額につきましては、現在、有害捕獲獣の種類により分けて支払っております。例えば鹿、イノシシは捕獲1頭につき1万円、猿の囲いわなでの捕獲は1頭につき5,000円で、囲いわな以外の捕獲は1頭につき3万円、その他、ヌートリア、アライグマ及びタヌキ等の小動物は1頭につき3,000円、またカラスは1羽につき1,000円となっているところでございます。

この金額につきましては、市の猟友会との調整を踏まえ決定しているものでございまして、平成27年度も26年度と同額の予算をお願いしているところでございます。

また、委託料につきましては、有害捕獲隊員1人1日当たりで、ヌートリアは1万5,000円に諸経費を加算した額、イノシシ、鹿はわなの設置、移動、撤去に対し、おのおの6万円、見回りは1日当たり7,500円、捕獲は1日当たり3万円に、それぞれ諸経費を加算した額を基準として、有害捕獲隊員の出勤人員及び日数により積算し支払いしているところでございます。

委託料の金額につきましても市の猟友会と調整を行い決定しているものでございまして、平成27年度も26年度と同額で予算をお願いしております。

なお、報償金や委託料につきましては、現在のところ見直す予定はございませんが、ふえ続ける野生鳥獣による被害を防止していくためには、有害鳥獣捕獲に係る必要経費（処分費等）の支払いも必要とされておまして、今後、市の猟友会と協議、調整を進める中で、必要であれば見直しを含め検討していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

林政部長 小野島広人君。

○林政部参事兼部長心得兼根尾総合支所長心得（小野島広人君）

林政関係といたしましては、ツキノワグマの有害鳥獣捕獲を本巣市の猟友会へ、同様に委託により実施しております。

ツキノワグマの捕獲報償金の額は、捕獲1頭当たり5万円で積算しております。

委託料につきましては、同様に有害駆除隊員1人1日当たり1万5,000円に諸経費を加算した額を基準額といたしまして、有害駆除隊員の出労日数及び人員によりまして積算しております。

報償金の額及び委託料の基準額につきましては、猟友会との協議、調整を踏まえた上で設定しております。平成27年度も前年と同額を予定しております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

委託料、報償金についても、市の猟友会と協議しながら、調整しながら進めていくし、27年度についても同額の予算を計上したということでございますので、今後とも綿密な猟友会との調整をとられて、協議を進めていただければよろしいかなというふうに考えております。

それじゃあ、2番目でございます。

補助事業や助成制度の見直しはお考えになっているかどうかをお聞きしたいと思います。補助事業助成制度につきましては、市の獣害防止柵設置助成事業がございます。市の単独事業でございますけれども、防止柵の材料等を助成するというので、根尾地域につきましては2分の1、根尾以外については3分の1という補助率でございます。もちろん根尾につきましては、地域振興基金の運用があるから、そういうことで承知はしておるんですが、例えば本巢市域につきましても自然環境はそんなに変わるわけでもないし、山あり、谷あり、山のすぐ下には田畑もございまして、非常に被害もあるわけでございますが、そういう意味で、補助率は同じようにならないのかどうか、その辺のこともお聞きをしたいと思っておりますし、もう1つ、県の国庫事業で鳥獣被害防止総合対策交付金活用獣害防止柵の整備というのがございまして、これは猪鹿無猿柵のことではないかと思っておりますが、この事業につきましても、近年、非常に申し込みが多くて、自治会からの申し込みなどというふうに思っていますが、たしか24年度、25年度につきましては、枠といいますか、限度額があって、全員の申し込みが受け付けにならなかったというふうに聞いています。例えば申請して1年待たなきゃいけないということになりますと、また被害が非常にふえるわけですね。今回の防止柵、約2メートルぐらいある防止柵がずっと張られています。行くところによりまして、道路の両側にぱっと2メートルぐらいの防止柵が張ってありまして、全く柵の中に畑があるという光景です。これは、真剣に生産者の皆さんや市民の皆さんが自己防衛も含めてなさっている現状だと思えます。

私が言いたいのは、県の事業、国の事業を通してあるわけですが、できれば枠は申請を100%に近いように強い要望はできないのかどうか、その辺のことも含めて、2番目の質問、補助事業や助成制度の見直しのお考えはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長及び林政部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

**○産業建設部長（大熊秀敏君）**

では、御質問の補助事業や助成制度の見直しについて答弁をさせていただきます。

市の有害鳥獣対策におきます補助事業等につきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金事業（国庫補助事業）としての獣害防止柵設置事業補助と、本巢市獣害防止柵設置費助成金（市の単独事業）がございます。

国庫補助事業における設置基準につきましては、受益農家数3戸以上で、一団の農用地の外周、新規設置で設置延長がおおむね200メートル以上などとされておりまして、補助の内容は、防止柵

を自治会等で施行する場合は防止柵の設置に必要な資材を支給しているものでございます。

また、市単独の獣害防止柵設置費助成金事業につきましては、助成金の対象者を市内に在住する農業者及び当該農地等の管理関係団体として、市内の一団をなす農用地等の外周に設置するものとされておりまして、その助成内容は、防止柵の材料の購入金額の3分の1以内の額で、根尾地域は、議員おっしゃられましたように2分の1以内の額で限度額を設けているところでございます。

これら有害鳥獣対策における補助事業などの見直しにつきましては、国庫補助事業については、柵の有効性も含め、市民の理解が得られ、平成26年度までに市内57カ所で3万6,690メートルほどが整備され、着実に設置延長距離が延びてきており、補助金の見直し等の必要がないというふうに考えておりますが、今、議員御指摘がございましたように、全ての要望に応えることができていないということもございますので、引き続き、県・国に対して要望を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

一方、市単独の獣害防止柵設置費助成金事業における平成26年度の状況につきましては、根尾地域を除くと、今日までに4件で、補助金額にして7万円ほど、設置延長も600メートルほどであり、根尾地域につきましては38件で、補助金額にして75万円ほど、設置延長も3,970メートルとなっております。

なお、市単独の獣害防止柵設置費助成事業につきましては、平成26年度からJAぎふにおいて防止柵の資材を購入した場合、市の助成金と同額程度の助成をJAぎふが行っておりまして、他の補助事業と比較しても少なくはないというふうに考えております。

本巣地域と根尾地域の助成額の差につきましては、議員おっしゃいましたように地域振興基金の対象事業となっているため、助成額に差が生じていることはやむを得ないというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

林政部長 小野島広人君。

○林政部参事兼部長心得兼根尾総合支所長心得（小野島広人君）

林政関係の有害鳥獣対策に係る補助、助成制度につきましては、狩猟免許の取得補助及び猟友会運営補助がございました。

有害駆除隊員の確保を目的といたしまして、新規の狩猟免許取得に係る経費について助成するため、狩猟免許取得補助金制度を平成23年度より導入しておりまして、現在までにこの制度を活用しました有害駆除隊員8名が新規に登録されております。

猟友会運営補助につきましては、有害鳥獣捕獲業務の従事者の経費及び事故防止経費といたしまして、狩猟免許の更新及び講習に要する経費等について2分の1の額を補助しております。

平成27年度も同様の補助金制度を継続する予定でございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

補助事業とか助成制度はなかなか改正するのは難しいことだというふうに、どうしても県・国との関連が出てきますと難しいことかと思っておりますが、ちょっと認識不足だったんですが、JAぎふが防止柵の材料分を、市が助成している助成金分を助成する事業があるというふうにお聞きしました。ちょっと認識不足で、初めて聞いたんですが、そういう意味では、人様の財布ではございますけれども、同額を助成していただくということになると、勝手に理解すれば、3分の1プラス3分の1ですので3分の2の助成というふうになって、利用者といいますか、申請者にしてみれば、それは財政的には助かるんだなあというふうにならうと今改めて聞きました。

そういうことで、今後、いろいろ検討を続けてくださることを要望して、2番の質問は終わりたいと思います。

最後に、3番目の平成27年度以降の鳥獣被害防止計画についてお聞きをしたいと思います。

この計画は、23年度に作成されまして、対象鳥獣につきましては、ヌートリア、カラス、イノシシ、猿、ツキノワグマ等々で、計画期間が26年度までなんです。それで、この計画の中を見ますと、予察捕獲については、第11次鳥獣保護事業計画及び岐阜県、これ岐阜県の計画なんです。岐阜県の有害鳥獣捕獲実施要領等に基づいて、実施をしながら計画してあるというふうにして書いてあるんで、そうしますと、今度、岐阜県が27年度の3月から第11次鳥獣保護管理事業計画の改定を発表しましたね。そういう意味で、本巣市はこの計画があるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、御質問の平成27年度以降の鳥獣被害防止計画はどうかということについて答弁をさせていただきます。

現在、市の鳥獣被害防止計画は、平成23年度に策定し、24年度から3カ年の計画で平成26年度にて終了するものでございます。平成27年度以降の鳥獣被害防止計画につきましては、現計画と実績をもとに現在策定を進めているところでございます。

平成27年度以降の鳥獣被害防止計画は、被害の増加による被害の軽減目標値の変更、被害防止対策の充実による鳥獣捕獲計画数の増を計画の柱として策定し、その他、捕獲体制の充実及び捕獲鳥獣の処理に関する計画を反映したものとすることとしています。

いずれにいたしましても被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、岐阜県の鳥獣被害対策の手引をもとに、岐阜農林事務所及びJAぎふなどと連携し、被害の現状、傾向を的確に把握した上で、地域の実情に応じた対策を推進していく必要があると考え、現在策定しているところでございます。よろしく申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

いずれにしても、野生動物の被害に対する対策につきましては、市でできない部分、非常に範囲が広がっていますので、当然岐阜県の協力体制、あるいはそういう助成・補助金なんかも大いに活用していただきながら、先ほどのJAぎふの制度、済みません、初めて知ったわけですけど、そういう制度があったら、どんどんどんどん情報提供していただきながら、使えるものは使って、そして被害を最少に防ぐということはやっぱり市民の皆さんに対することではないかと思っていますので、そういうことを今後ますます御努力いただきながら、被害を少なくしていただくことについてよろしくお願ひしたいと思います。そういうことで、2番の質問は終わりたいと思います。

最後、3番目の質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今回、介護保険制度の見直しがございまして、そのことについてお聞きをしていきたいと思っております。

要支援者向け介護予防サービスの一部を国の事業から切り離して、平成27年4月から段階的に市町村へ移行するということになりました。

この介護保険事業の導入から既に10年が過ぎて、社会にどんどん浸透している反面、最近、公的な財政負担の大きさから、制度の存続が危ぶまれているという意見も一部報道がなされています。

今回の介護保険の見直しをめぐり、市町村の関係者が最も懸念しているのが、介護予防サービスの移行が果たして円滑に進められるかどうかということ率直に疑問に思っておられるというふうに、これも一部専門誌なんかで報道されています。

一方、厚労省は、早目にこの実施を促しているということで、大変多くの市町村の準備不足などがあるのではないかとこのように思っています。このことについては、4番目の移行の予定年度の中でまたお聞きするんですが、今回の見直しは、デイサービス施設でリハビリなどをする通所介護と、ホームヘルパーが高齢者宅を訪れて、入浴や排せつ、調理や掃除などを手伝う訪問介護で、要支援1、2の人に介護予防通所介護、訪問介護サービスを行う新しい事業でございまして、介護予防・日常生活支援総合事業ということになったというふうに思っておりますが、それで、1番目の地域包括支援センターの職員体制についてお聞きをしたいと思ひます。

地域包括支援センターは、2006年度の介護保険制度の改正によって導入されまして、保健師や社会福祉士やケアマネジャーが主に配置をされておまして、その主な仕事、役割は、介護度が軽い、いわゆる要支援1、2の人々向けの介護予防プランの作成など、あるいは各種いろんな相談、高齢者に対する相談受け付け、高齢者の虐待等々がございまして、そういうことで、要介護状態等に移行することを防ぐためのさまざまな機会において支援が必要な高齢者に、早くそういう人々たちを把握しながら、介護予防事業、あるいは介護予防事業に参加することを促すことではないかと思ひます。そうしますと、ますます地域包括支援センターの業務が多忙になっていくのではないかなと

いうふうに思うわけでございます。そうしますと、すぐ職員体制はというふうに考えるわけですから、最初の地域包括支援センターなどの職員体制はどう計画をされているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、御質問の地域包括支援センターなどの職員体制はにつきましてお答えをいたします。

本巢市地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安全のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されているものでございます。

事業内容といたしましては、包括的支援事業としまして、1つ目が介護予防のケアマネジメント事業、2つ目が総合相談、そして支援事業、3つ目が権利擁護事業、そして4つ目が包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の4つの事業でございます。これらの事業を地域において一体的に実施する役割を担っているもので、その人件費や事業費などはもとす広域連合からの受託金によるものでございます。

また、包括的支援事業を適切に実施するため、地域包括支援センターには、原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、つまり主任ケアマネジャーを置くこととなっております。しかしながら、3職種の確保が困難であることなどの事情によりまして、この人員によりがたい場合にはこれらに準ずる者を配置することもできるとされております。

また、地域包括支援センターの職員の員数につきましては、支援センターが担当する区域における介護保険第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員がそれぞれ各1名とされています。

本巢市の第1号被保険者の数は、平成27年2月現在で約9,300人であり、6,000人を超えているため、3職種それぞれ各2人の配置となりますが、現在の本巢市地域包括支援センターの員数は、保健師に準ずる者として、経験のある看護師1人、そして社会福祉士3人、主任介護支援専門員2人、介護支援専門員1人の配置となっております。保健師、または保健師に準ずる者が1人欠員となっておりますが、来年度は配置する計画となっております。

今後、要支援者の通所介護、また訪問介護の総合事業への移行に伴いまして、地域包括支援センターの果たす役割はますます重要であり、適正な職員の配置により、高齢者の支援に対する対応力の充実が必要であるというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

欠員を補充するということをございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それじゃあ、2番目の、ボランティアやNPOなどに委ねる計画はあるのかどうかということをございまして、今回の市町村への移行につきまして、大きく報道されておりますのは、ホームヘルパーが担ってきた役割を、できる範囲でボランティアやNPOにも委ねることができる。むしろ厚労省は促しているわけですが、その辺について、事業者との関係もございますけれども、計画がおわかりになっていたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

それでは、御質問のボランティアやNPOなどに委ねる計画はにつきましてお答をいたします。

現行の介護保険制度の仕組みにおける介護給付、介護予防給付、そして地域支援事業のうち、介護予防給付に位置づけられた要介護認定の要支援者が利用できる介護予防通所介護及び介護予防訪問介護につきましては、介護保険制度の改正により地域支援事業に移行し、新しい介護予防事業として、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から成る介護予防・日常生活支援総合事業となります。

介護予防通所介護は、通所介護施設で、食事・入浴など日常生活上の支援や運動器の機能向上、栄養改善など、その人の目標に合わせた選択的サービスが提供されるものでございます。

また、介護予防訪問介護は、ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴などの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助についてサービスを提供するものでございます。

以上のサービスが地域支援事業に移行されても、利用者が現行と同等のサービスを利用できるようにするために、既存の通所介護事業者や訪問介護事業者への事業委託、そして民間企業、またNPOへの委託についても検討をしております。

また、現在、ふれあいいいきサロンや給食サービスなどに協力をいただいている多くの高齢者ボランティアや老人クラブ、またシルバー人材センター、ボランティア講座に参加し、ボランティア登録をされている方など、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援していきたいというふうに考えております。

また、住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくりとして、体操・運動等の活動、また趣味活動等を通じた日中の居場所づくりや定期的な交流会等による支援を目指していきたいと思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

高田文一君。

**○7番（高田文一君）**

ありがとうございました。

やっぱり地域には、本当に目立たない活動、ボランティア活動を本当にこつこつとなさっている方が多く見えます。どうぞそういう資源を発掘しながら、調整しながら、またこの制度に向けて進んでいただけるとありがたいかと思えます。

次、3番目のもとす広域連合の介護事業計画との整合性についてお聞きをしていきたいと思えます。

当然この介護予防の制度の移行につきましては、事業計画の中にも位置づけられているというふうに思っています。すなわちもとす広域連合の介護保険事業計画の中にこれがきちっと位置づけられていなければいけないというふうに私は思っていますが、すなわち高齢者が住みなれた地域で、人らしい生活を継続して、できる限り要介護状態にならない、そうするための介護予防でございますので、早期にこのことについて取り組みが必要ではないかと思っています。ですから、事業計画との整合性についてお聞きをしたいと思えます。よろしくお願ひします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

それでは、御質問のもとす広域連合の介護保険事業計画との整合性にはについてお答えをいたします。

介護保険制度の改正により、介護予防給付の一部である介護予防通所介護及び介護予防訪問介護が地域支援事業に移行し、新しい介護予防事業として、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から成る介護予防・日常生活支援総合事業となり、全ての市町村が平成29年4月までに開始することとなっております。

もとす広域連合市町、地域包括支援センターと合同で定期的に会議を開催いたしまして、地域資源の掘り起こし、またサービスの内容、そしてサービスの提供事業者、サービスの単価、利用者の個人負担などについて、もとす広域管内において格差が生じないよう協議をしております。

来年度も引き続き、定期的に市町、地域包括支援センターと事業検討会を開催いたしまして、もとす広域連合第6期の介護保険事業計画にある介護予防・日常生活支援総合事業の構築と整合性を図りながら、協議、検討をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

高田文一君。

**○7番（高田文一君）**

結論的には、協議、検討をしていくということですし、現実的に今協議を進めておられるということですが、危惧するのは、広域連合の管内において、今おっしゃったようにサービスに格差が生じるということが一番危惧するところでございますので、その辺も重点的に協議、調整を進めていただきたいというふうに思っています。



最後になりますけれども、移行への予定年度についてお聞きします。

これも、2月3日現在で厚労省の調査によりますと、2015年、来年に移行予定をしているという自治体は、全国で110の自治体があって、わずか7.2%というふうに報じられています。

2017年が最終期限でございますけれども、その最終期限がという市町村がやっぱり多くて、67%。この時点ですね、2月3日の時点での報道ではそう報じられております。

それで、広域連合との調整もございますけれども、移行の予定年度はいつごろを計画されておられるのか、お聞きをしたいと思います。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

ただいまの御質問の移行への予定年度についてお答えをいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業への移行につきましては、もとす広域連合第6期介護保険事業計画に記載されているとおり、平成29年度までの事業移行に向けて、定期的に市町、地域包括支援センターと事業検討会を開催し、平成27年度に事業実施準備を始めまして、平成28年度に向けての構築に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

高田文一君。

**○7番（高田文一君）**

ありがとうございました。

冒頭にも申し上げましたように、やっぱり市町村でもいろいろ準備不足であったり、いろんな問題があって、なかなか着手できないというのが現実的な報道でございまして、言いましたように、来年着手が7.2%。今、答弁をいただいたように、28年度に向けての構築に努めていくということでございますので、そういう意味では非常に安心をいたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の本日の質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（黒田芳弘君）**

ここで暫時休憩といたします。再開を10時25分でお願ひしたいと思ひます。

午前10時07分 休憩

---

午前10時26分 再開

**○議長（黒田芳弘君）**

再開いたします。

続きまして、8番 高橋勝美君の発言を許します。

○8番（高橋勝美君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、通告に従い質問させていただきます。

私の質問のうち、市長さんの所信表明で回答をいただいておりますが、もっと詰めた質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、空き家対策についてでございます。

昨年7月に公表されました総務省の統計では、全国に存在する空き家は820万軒あるそうです。議員立法で空き家対策特別措置法案が臨時国会、昨年の11月19日の参議院本会議で決まりました。

特別措置法案は、市が、倒壊するおそれがあり、火災、衛生面で有害、著しく景観を損なうなど、近隣に危険や迷惑を及ぼすおそれが特に高いと判断された建物を特定空き家と指定し、特定空き家に市が立入調査、所有者に撤去・修繕を指導、助言し、従わなければ、勧告、命令ができ、50万円の過料。なお、従わないときや所有者の居場所が不明な場合は、行政が撤去する代執行ができる。所有者の迅速な確認のため、固定資産税の情報照会を可能にするなどを盛り込んで、地元自治体の権限を強めた法ができました。

初めに、市内で特定空き家と指定される建物は何軒ありますか、お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、市内における特定空き家の状況についてお答えさせていただきます。

適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用に資するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部が本年2月に施行されたところでございます。

岐阜県におきましては、本法の趣旨を踏まえまして、空き家等対策の基本的な考え方として、空き家等対策に係る対応方針及び危険空き家等対策マニュアルが本年1月に策定されました。空き家の実態の把握の実施と情報共有、特定空き家等の解消、特定空き家等にしないための予防を県と市町村、民間事業者等が連携して取り組むこととしております。

議員からの御質問でございます特定空き家等につきましては、現段階では軒数の把握はしておりません。

参考といたしまして、平成25年度住宅・土地統計調査の調査結果を御報告させていただきます。

平成25年10月1日現在の市内の空き家戸数は1,335戸となっており、5年前と比較しまして約400戸が増加している状況でございます。そのうち、長期不在や建てかえに伴う解体予定のその他の住宅が250戸増加して、810戸ございます。そのうち、一部の空き家が特定空き家等や危険空き家等として指定されることと考えられます。

今後は、現地調査、地域住民等からの情報を集約し、寄せられました情報等をもとにしまして、立入調査等を実施することで、特定空き家の把握に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[ 8 番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

ありがとうございました。

今お聞きしますと、810戸ぐらいが特定空き家になるかもわからないということでございますね。初めは1,330戸ぐらいあったわけですね。それがまた250戸とか、400戸減ってきたから、810戸ぐらいの戸数になったということですね。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

810戸でございますが、そのうち、特定空き家となるのはごく一部と考えられます。810戸といえますのは、本当の使われていない空き家でございます、長期不在ということでございますので、そのうちで、景観上好ましくないとか、そうなって限られてきますと、やはり810戸のほんの一部だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[ 8 番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

それにしても空き家が結構あるわけでございますので、ちょっと他市のことでお話し申し上げますと、山梨県の北杜市でございますが、日本3大桜の1つの神代桜があるところでございますが、空き家情報登録制度、空き家バンク制度の目的は、市内の空き家等の有効活用を通して地域活性化を図ることで、制度は、物件所有者から登録していただいた市内の賃貸物件を、空き家バンクの趣旨を御理解いただいた上で、利用を希望する方々に情報提供をしているということです。北杜市空き家バンク協会を設けて、円滑な空き家バンク事業推進のために市内の不動産屋さん10社が協力しておられるということです。今では申込者が多くて、抽せんで入るのを決めているとのことでございます。

本巢市も今後、このようなことを考えていったらどうかと思いますが、どうですか。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

ただいまの御質問の空き家バンクということでございますが、以前でございますが、根尾地域の

ほうで空き家が多数出ているということで、空き家バンクを検討させていただいた経緯もございません。

空き家といいましても、仏壇が置いてあったりとか、夏にはこちらへ戻ってくるとかいうことがございまして、なかなかバンクに登録される方が非常に少ないという状況でございましたが、今回、根尾地域だけに限らず、本巢市内でも空き家が発生しておりますので、空き家バンクにつきましても、今後継続して検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

これからよろしくその辺、検討していただきたいと思っております。

また、2番のほうに移らせていただきますが、現行税制では200平米以下の土地で住宅がある場合は固定資産税を6分の1に減額する規定があり、空き家を撤去すると税金がもとに戻るため、空き家をそのまま放置する一因になっているので、空き家を撤去してやると固定資産税はどのようになりますか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

空き家撤去後の固定資産税のあり方についてお答えさせていただきます。

宅地のうち、住宅用地の固定資産税につきましては、住宅用地特例措置によって、住宅が建っていれば、住宅用地1戸につき200平方メートルまでの小規模住宅用地につきましては、課税標準額の6分の1としております。また、200平方メートルを超える一般住宅用地につきましては、3分の1に軽減する特例措置がとられておりますが、空き家を撤去した場合はこの特例措置が受けられなくなります。

このため、住まなくなった住居もあえて更地にせず、空き家として残している所有者の方も見えることから、空き家が増加する一因となっているところでございます。

また、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空き家等に係る土地につきましては、住宅用地に係る固定資産税の特例措置の対象から除外することとする地方税法の改正が今国会で審議されているところでございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

私が調べさせてもらった段階では、国土交通省が特定空き家を優遇措置の対象から除外すること

を検討し、平成27年度税制改革大綱に盛り込み、平成28年度から実施したいと考えているとのこと  
です。2月末の週刊誌では、先ほど部長からお話がありましたように2月から変わってきたという  
ことですが、知らぬ間に法改正されていて、空き家を持っている人は大損するというテー  
マで週刊誌に大きく載っておりました。こんなこともありますから、特に空き家を持っている人  
においては早く説明してあげてほしいと思います。その辺のところの空き家に対しては、こうい  
うことが変わりますよということをよく説明して、御理解いただいて、空き家バンク等に入っ  
ていただき、まちの活性化にひとついきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、2番目に、地域おこし協力隊員の起業支援と定住促進についてをお尋ねいたします。

都市より地方のほうが豊かに生活できると考える若者がふえていると。インターネットなどの情  
報技術が発達したことで、田舎に住むハンディキャップが昔に比べて減ったこともあり、協力隊員  
の数も年々ふえているとのことです。

総務省の地域力創造グループ、地域自立応援課長の佐藤啓太郎課長は、都市部から過疎地などへ  
移住し、最長3年間、地域活性化のために働く地域おこし協力隊に参加した若者の定住を促進する  
ため、受け入れ自治体への財政支援を拡充したと。これまで隊員1人当たり年間400万円を上限に  
特別交付税を配分していたが、15年度から隊員の人件費支給を弾力化し、隊員1人当たりの人件費  
は年間200万円を上限として一律に支給しているが、特別交付税の総枠の400万円は維持しながら、  
人件費は250万円まで支給できるようにするというお話がございました。それと、隊員が派遣先に  
残り、起業する場合は最大100万円を上乗せし、起業に要する経費として、設備費や土地・建物の  
賃借費、マーケティングや技術指導に要する費用として、国から1年間支給されると言っておられ  
ますが、市では、2年間ぐらいの支給を見てもらって、3年間ぐらいの援助を経費として出してや  
ったらどうかと思っております。

市長さんの所信証明で、過疎対策については、人口減少が顕著になっており、市北部地域への移  
住・定住を促進するため、地域おこし協力隊員は引き続き根尾地区に2名の配置とし、外山に1名  
の3名の募集をしていると聞いておりますから、1番の答弁はよろしゅうございますが、協力隊員  
の数は年々ふえている。14年度に1,000人を超え、16年度には約3,000人にまでふえるんじゃないか  
という予定をしておられるそうです。中でも、北海道が168人、市町村で一番多いのは、新潟県の  
十日町市が19人の隊員が入っているとのことです。本巢市はもっと多くしたらどうかと思いますが、  
その辺の御答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、任期終了後も地域にとどまり、起業を目指す隊員を定住に結びつける考えはというこ  
とでお尋ねでございます。お答えをさせていただきます。

先ほど議員もおっしゃられましたように、今年度、根尾地域の2名の隊員が任期終了となります。

そのうちの1名につきましては、任期中ではございましたが、1月末で地域おこし協力隊をやめ、自分の故郷に帰ったところでございます。また、もう1名の隊員につきましては、来年度から市の職員として採用することが決まったところでございまして、この1名につきましては引き続き根尾地域に居住する予定でございます。

地域おこし協力隊が任期終了後も地域にとどまり、起業や就業をし、その地域に居住することは、地域の活力維持にはとても重要なことであるとともに、過疎地域における定住促進に大きく寄与するものであると同時に、制度の根幹的な目的の一つでもございます。このため、市におきましても、起業や就業を目指す隊員の定住に結びつけるため、スキルアップのために必要となります研修への参加や資格取得についての支援、さらには住宅のあっせんなどの各種情報の提供に努め、一人でも多くの隊員が定住するように、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今、御報告によりますと、根尾へ来ていただいておった2人の方が、1人は市の職員になっていただいた。1人は自分のふるさとへ帰っていったということでございますが、そういうことのないように、何とかもっと根尾においていただく、起業をしてでもおっていただくというような考えを持っていただく人を探していただいたらどうだと思います。

また、奈良県の川上村では、古民家を借り受け、民宿を経営し出したという事例もあるそうです。

働く場所と企業誘致を、企業誘致は定住・移住でお話し申し上げますが、職を考えてあげな大変だと思います。その辺のところを今後もよく検討していただきまして、隊員の入ってこられる方に対しての援助をしていただくことをお願い申し上げます。

3番目の定住・移住促進についてということで御質問させていただきます。

市北部の人口減少問題に対応するため、魅力あふれる地方創生で、まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月28日に成立しました。総務省は、創生に関する施策を総合的、計画的に実施することです。

「まち」は、国民一人一人が生活を安心して営める地域社会の形成、「ひと」、地域社会を担う個性豊かで多様な人材確保、「しごと」、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出、以上を一体的に推進することで、地域の特性に即した地域課題を解決させ、地方の魅力を発信させ、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、また東京一極集中の歯どめ等、地域の特性に即した地域課題の解決が、市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の努力義務が必要で、法第10条で決められています。先般の新聞の発表では、全国の首長1,888人を対象に1月中旬にアンケート調査した結果、自治体消滅が77%の懸念との結果が出ていました。人口減対策に備えた財源を国へ要望している自治体もあると報道されていました。

県では、移住促進への魅力発信で、今年度、県内へ移住するための総合相談窓口、清流の国ぎふ移住交流センターを東京都に開設し、移住対策を本格化し、首都圏にある県ゆかりの企業や飲食店の協力も得て、移住人口をふやす考えで、3月の補正予算と15年度当初予算で5,200万円を計上されています。

市長さんの所信表明で、新年度も田舎暮らし体験事業を実施し、北部地域の魅力の情報発信に努めていく。市北部地域に移住・定住を希望する方が購入する新築住宅、中古住宅の購入費、借家の家賃などに対し、引き続きその一部を助成する。また、南部地域には、移住する45歳未満の方に対し、子どもの人数に応じた加算を含め、購入経費の助成を行ってまいりますとのことですが、西濃のある市では、定住奨励を家屋の固定資産税相当を3年間ほど市の商品券で助成するというのを聞いております。

また、総務省の情報通信国際戦略局の鈴木茂樹局長は、ICTによる成長戦略のお話になりますと、徳島県神山町では、集団再生の切り札に徳島サテライトオフィスプロジェクトを立ち上げて、過疎集落と高速大容量のブロードバンド環境をという対極とも言える環境を融合された取り組みが今全国から注目をされています。徳島県では、地上デジタル放送への完全移行に伴う視聴チャンネル数の減少を防ぐため、ケーブルテレビ網構想を推進した結果、山間地域の隅々まで高速大容量のブロードバンド環境が整備されました。

一方、東日本大震災を教訓に、首都圏の企業がリスクを分散するため、ICTを活用した、時間・場所にとらわれないモバイル勤務、サテライトオフィス勤務などの新たな働き方を模索していることにいち早く着目。そこで、過疎集落の古民家に超高速大容量のブロードバンドを配置し、首都圏の企業のサテライトオフィスとして展開することで地域に元気を取り戻すという、これまでにない集落再生モデルづくりに取り組んでおられます。

昨年は、山や海に囲まれた美しい景観と超高速ブロードバンド環境との共存に参加された企業の中には感嘆の声が上がり、その結果、現在9社のサテライトオフィスが進出しているそうです。また、サテライトオフィスの取り組みは、首都圏の企業、社員にも新たなワークスタイルを提案すると同時に、少子・高齢化、人口減少が進む過疎集落に新たな風を起こしています。雇用の拡大や伝統文化の継承など、地域の再生、活性化に向け、さまざまな効果を生み出すことが期待されていますと言っておられます。その結果、今では76世帯、113人が移住されているとのこと。

市は、今後どのようなお考えを持っておられますか、お尋ねします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

我が国の人口につきましては、2008年をピークといたしまして人口減少局面に入っており、日本の将来推計人口予測では、2015年の1億2,660万人の人口が、2050年には9,700万人程度に、また

2100年には5,000万人を割り込む水準にまで減少するとの推計になっております。人口減少がもたらす影響につきましては、地域経済に、消費市場の規模縮小だけでなく、深刻な人手不足を生み、ひいては住民の経済力の低下につながり、地域社会のさまざまな基盤の維持が困難となることが予想されております。

こうした課題を解決するために、人口減少に歯どめをかけ、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することが将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、ひと・まち・しごと創生法がつくられたところでございます。

本巢市につきましては、2040年には約4,500人が減少することが予想されておまして、特に北部地域におきましては急激な人口減少が予想されており、これまでも移住・定住対策といたしまして、定住につながる事業を推進してきたところでございます。

今後につきましても、北部地域の人口減少対策のみならず、市全体の人口減少を軽減していくために、先ほど議員から御紹介がありました各地の取り組みを参考にさせていただきつつ、従来から取り組んでおります教育や子育て環境の充実、高齢者が安心して暮らせる施策に加えまして、公共交通機関の確保や地域の魅力の情報発信など、あらゆる側面を勘案しながら、住みよい環境を整備するため、各種施策に取り組む必要があると考えております。

また、こうしたことに対応すべく、地方版総合戦略におきましても、幅広い年齢層から成る市民を初め、産業界、行政、教育、金融、労働、メディアなど、広く関係者の御意見が反映されるものにしていくことが重要であるというふうに考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今、部長からいろいろ、今後、市のほうも人口減少に対しては考えていくという御回答をいただきましたが、いろいろ計画して、市のPRをするということでやっておられますが、インターネットで情報発信するだけでなく、今後、県が東京都内に開設される移住・交流センターに、住みやすいまち、毎年上位ランクで本巢市は記載されておるわけでございますから、パンフレットを使用して、どうかもっと東京都内へ、また県からも御協力願って、パンフレットを置かせていただくような考えはどうかと私は思っております。

それと、先般、名古屋へ行きましたら、名古屋の地下鉄に大垣市さんがこのように、「子育ては大垣市へ」ということで、移住のPRのポスターが地下鉄の車内に張ってありました。このようなことで、他市もいろいろとPRを考えておられます。

それと、今月の10日に岐阜新聞に掲載されていましたが、「岐阜に移住しよう」というテーマで、県と県内6市が東京でセミナー開催をされたというPRの記事が載っておりました。その6市の中へは本巢市さんは入っていませんでしたが、これからはこういうのに進んで参加していただきたいと、かように思っております。



それから、市のPRということで、今後、他市もいろいろ考えておられるわけですが、本巢市の特産富有柿のマルイトの振興会が、毎年収穫時期になりますと、名古屋ほか他市の量販店、スーパーへ柿娘とPRに行かれております。そういうPRのときにもとまるさんも一緒に出て行って、PRしたらどうかということを思います。

それと、何千ケースという柿を出荷するわけですが、柿の段ボールの箱にもとまるのシールを張らせてもらったり、また中には本巢のPR用のチラシを入れさせてもらったりしたらどうかと思います。

そんなようなことを市のPRにしたらどうかと、かように思っておりますが、私が山梨県の北杜市へ6年か7年前に視察に行かせていただいたときにもらったボールペンには、このように絵巻の市のPRが両面に載っておるわけですが、このような1本のボールペンに対してもこれだけのPRを書いて、北杜市のPRをされるということを思っておりました。

本巢市ももっとPRして、アピールして、今後、いろんな施策を組んでいただいておりますが、そういうことが都市のほうへ伝わってないですから、もっと伝える方法を考えてほしいと思います。

また、前の2、3の質問は総務省管轄であるので、たまたま地元の代議士が政務次官をやっておられますから、お願いして、何とか地域協力隊、また移住促進にも力を入れてもらうようお願いしたらどうかと思いますが、よろしく申し上げます。

では、続きまして、4番のもとまるのキャラクターソングについてお尋ねしたいと思います。

もとまるのキャラクターソング「もとまとWAになろ〜！」ができていますが、市民の皆さんには余り伝わっていないようです。もっと市に活気のある民謡調の音頭を作成したらどうか。それには、市内でうすずみ太鼓、美濃もとす太鼓、徳山三味線、また踊りの振りつけには、木倉美濃里会、ウスズミ会、せせらぎ会の人たちに御協力を願って、もっと活性化する歌を入れたらどうかと思いますが、そこで、もとまるさんの出動回数はどのぐらいありますか、ちょっとお尋ねします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、もとまるの出動回数につきましてお答えをさせていただきます。

本巢市のマスコットキャラクターもとまるにつきましては、平成25年3月から本市のイメージアップを図るとともに、本巢市を広く知っていただくために、市主催のイベント、自治会等の行事を初め、市外のイベントにも参加するなど、広く活用しているところでございます。

お尋ねのイベントなどへの出動回数につきましては、自治会等への貸し出しを含めまして、誕生した年の平成24年度につきましては、3月という誕生でございますので8回でございます。それから、昨年、25年度につきましては68回、今年度につきましては、現時点ではございますが、89回出動しているところでございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今、お聞きしますと、トータルで155回ぐらいのもとまるさんの出動があったということになるわけですが、これらの回数が多くなったということは、もとまるさんが定着してきた。PR用に使っていただいておりますということでもございまして、2番目のもとまる音頭、また振りつけをつけて、音頭をつくるという考えはございますか、御質問したいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

もとまるのキャラクターソングにつきましては、もとまるへの愛着心や認知度の向上につながることを目的といたしまして、多くの方からお寄せをいただきましたキーワードでありますとか、フレーズ、そういったものを盛り込んだ歌詞に曲をつけ、昨年11月に開催をいたしました合併10周年記念本巣市大まんぷく祭におきまして、「もとまるソング」として発表させていただいたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、「もとまるソング」の認知度はまだ十分とは言えない状況であるというふうに認識いたしております。

新年度におきましては、この「もとまるソング」を市民の皆様にもっと知っていただくために、まずは学校や幼稚園等におきまして、お昼の休み時間などを利用し、校内や園内で流していただくよう働きかけをいたしますとともに、市内外でのイベントなどにおきまして、「もとまるソング」を流す機会をふやし、浸透させていきたいというふうに考えております。

また、「もとまるソング」の振りつけにつきましては、子どもから大人まで踊れるようなものを今後公募するなど取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議員から、もとまる音頭、こういったものの御提案をいただきましたが、本市といたしましては、まずはこの「もとまるソング」を市民の皆様に浸透させていただくことを最優先に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

企画部長からいろいろ御答弁いただいたんですが、「もとまるとWAになろ〜！」ということでは全くおとなしい曲だと思うんですが、「もとまるとWAになろ〜！」という曲ですから。また、歌っている方も小学校の子どもさんの合唱団が歌っているというような状態でございますので、もっ

と市に活気の出る音頭をつくっていただいたほうがいいんじゃないかと思ひますし、合併して10年になるのに、いまだに土貴野小学校では運動会の種目に親子で「糸貫音頭」を踊っています。もう市になったんだから、本巢の音頭をつくってもらって、運動会でも歌ったり、市のアピールをしたらどうかということをお思ひます。

そして、もっと市に活気の出る歌をぜひとも早くつくっていただくことを強く御要望申し上げて、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、9番 安藤重夫君の発言を許します。

○9番（安藤重夫君）

通告に従いまして、順次お願ひを申し上げます。

本巢市の合併後の人口の推移につきましてでございます。人口減少地域に対する増加策についてでございます。

昨年、本巢市合併10周年を迎えました。合併後における各地域の人口の推移は次のとおりであります。

根尾地域においては、2,254人から640人減の1,614人、本巢地域におきまして、8,533人から643人減の7,890人、糸貫地域におきまして、1万2,188人から26人減の1万2,162人、一方、真正地域のみ、1万2,383人から1,356人増の1万3,739人で約11%の増加になっております。市内全体では47人の人口増にこの10年間でなっております。

これらの結果から10年後の本巢市の人口を想定しますと、特に根尾地域と本巢地域で急激な人口減が考えられます。

人口の減少は、少子・高齢化に伴う我が国全体の課題であり、若者の働く場所である魅力ある企業や事業所が少ないために、都市部や都市近郊へ人口が流出するのは切実な現実問題であります。

現在、政府・安倍内閣におきましては、地方創生政策に取り組み始めましたが、市長において、本市における急激な人口減少地域における人口増加策についてお尋ねを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、人口減少地域に対する増加策ということでのお尋ねにつきましてお答えを申し上げます。

先ほど安藤議員のほうから市内の状況のお話がありましたし、また日本全国の話も若干触れられておりましたけれども、少し重複しますけれども、お話しさせていただきたいと思ひます。

日本の将来推計人口によりますと、2015年に1億2,660万人の人口が2050年には9,700万人程度に減少するというふうに予測されております。また、岐阜県の将来の推計人口によりますと、2010年に208万人の人口が2040年には157万6,000人程度に減少するという推計になっておりまして、人口

減少につきましては全国的な問題であり、また岐阜県においても非常に重要な課題となっているところでもございます。

こうした中、先ほどお話にございましたけど、国におきましては、昨年末、まち・ひと・しごと創生法というのが制定されて、人口の長期ビジョンと国の総合戦略というのが閣議決定されて、東京一極集中の是正ということと、地方が成長する力を取り戻して、急速に進む人口減少の克服を国、地方一緒になってやっていこうという方針が打ち出されたところでもございます。

本巣市の状況につきましても、先ほど企画部長のほうからお話がございましたけれども、2040年には約4,500人ぐらい減少するということが予測されておりまして、先ほど安藤議員御指摘のように、その中でも特に、合併以来ずっと減少してきておりますけれども、特に根尾地域と外山地域におきまして少子・高齢化による急激な人口減少というのが既に本巣市内でも始まってきているということで、この対策というのも課題になっているということでございます。

このように、人口減少というのは、国内人口、それからまた県内人口というのが急速に減少していくということが予想されておりまして、また本巣市におきましても、先ほど来お話がございましたように、現在では市内全域での人口減少というのが想定されているということでもございまして、今後、人口減少に対してどう取り組んでいくかというのは、一地域云々だけじゃなくて、市内全域を視野に入れて、人口減少対策というのをやっていかなきゃならないというふうに考えておりまして、本巣市全体の人口減少をいかに少なくしていくか。予測では4,500人減るということを言われていますけれども、この4,500人の減少をいかに少なくしていくか、食いとめるかということがやっぱり私ども市政にとりましても最大の課題であり、また喫緊の課題でもあるというふうに思っております。

このため、新年度におきましては、市内全域を対象にいたしました移住・定住の助成制度というのを新年度に創設したところでもございまして、45歳未満の子育て世代の方々に多く市内に来ていただくということで、そういった制度も創設したところでもございます。

今後こうした政策に加えて、3世代同居をこれからどんどん支援していくような、また市外のほうにおりますUターン、またIターン、Jターンというのを若者へ積極的に取り組んでいただいて、こういう方々にも本巣市内に入っていただく、そういった方々への支援というような、今後、多様な取り組みを進めることによって、この人口減少を少しでも食いとめる、そういうふうな対策に打ち込んでいきたいというふうに思っております。

また、これまで人口減少対策として行ってまいりました移住・定住対策というのももちろんこれからも引き続きやってまいりますけれども、こうした事業に加えまして、教育環境や子育て環境の充実、また高齢者が安心して暮らせる施策、公共交通機関の確保、また地域の魅力の情報発信というようなことも行うとともに、先ほどお話しございましたように、働く場というのがやっぱりなければ、大変欠ける部分でありますので、工業団地等をまた整備し、また企業誘致も積極的にやってまいりまして、働く場所の確保というのにも努めていきたい。こうすることによりまして、住みやすい環境の整備というのを引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、市北部地域につきましては、今までの北部地域に特化したしました取り組みを今現在もやっておりますけれども、先ほど来お話もありましたけれども、2泊3日の田舎暮らし体験でありますとか、根尾地域、外山地域に特化しております助成制度の大きな金額の支援とかということは今までもやってきておりますけれども、これも引き続きやっていきたいと思っておりますし、新年度、北部地域は特に、これからはいかに観光交流、移住・定住対策ももちろん大事でありますけれども、観光交流の人口増加を図っていくことによって北部地域の活性化を進めていきたいというふうに思っております。新年度におきましても、この地域へ人にどんどん入ってきていただく、そういった取り組みの森林セラピー、また森林整備というふうな新規事業を新年度も計画いたしておりますけれども、これからもこうした観光振興と一体となった活性化というのを実行することによって、北部地域の人口減少についても少し緩和してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、市内全域を対象にした移住・定住対策、それから人口減少に対する取り組みというのを行うことによって、市内全体での人口減少というのに積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

ありがとうございました。

3月2日の市長の所信表明にも種々の地方創生に取り組みたいとの明言がございまして、ただいまも数々御提示されましたが、2030年にはこの岐阜県、我々の岐阜でございまして、人口が50万人の減少を見ると。先ほど市長からのお話もありましたように、かつて我々、昭和30年を経験いたしましたころの岐阜県の人口へ戻るということでございます。問題はその人口構成であります。人口が同じだから、あの昭和30年の時代へ戻るかというのは大きな間違いで、少子・高齢化に伴って、国は1.8人の出生をと目指しておりますが、東海地区は、ここに提示しておりますが、「日経グローバル」でございまして。少しこのグラフを見てもらいたいんですが、1998年におきましてピークを超えまして、人口がどんどん減っておるわけでございます。この人口と申し上げますのは、ただの人口ではなしに、生産年齢人口であります。下のグラフもそうであります。やはり同じ傾向を及ぼしております。我々の東海は関東甲信越の次であります。いずれにいたしましても生産年齢人口が減るということは否めない事実でありまして、我々この岐阜県を含めました東海地区には、三重県、愛知県、静岡も入れておるということではあります。この「日経グローバル」の特別リポート上段は、こういうようにあらわしておりますし、何しろ15歳から64歳の生産年齢人口の減少が大変な問題だと思っております。

翻りまして、本巢市の都市計画でございます。新たに工場を新築しようとするすと、150平米以上の工場建設が規制されておるのが現実であります。魅力のある企業や事業所の誘致について、市長は先ほど明言されましたが、市長はこういったことに対して、いかがお考えですか、お伺いを申

上げます。

○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

再質問についてお答え申し上げたいと思います。

今、安藤議員からお話のありますように、人口減少というのは、先ほど本巢市も2040年に推計では4,000人ほどの人口減少があるというふうに言われておりますけれども、人口が減っていくときに、今、安藤議員おっしゃるように、総体的に全ての階層で人口減少が進むのはパイが少なくなっていくということになるんですが、今回のこの日本の、そしてまた岐阜県の、そして本巢市の人口減少の最大の課題は、先ほど来お話がございましたように、生産年齢、それと若年、いわゆる子どもたちと生産年齢人口がどんどん減って、そして高齢者は全体的にはふえていくということで、高齢者のふえた形での人口減少ということですから、これはもう大変ゆゆしき事態。これは国だけではなくて、地方も含めて、全て活力が失われていく最大のもとになっていくということで、今回、地方創生ということで国が取り組もうとしているのも、このまま人口減少が進むと地域の活力がなくなるということにつながっていくわけでございます。

おっしゃるとおりでありまして、我々もこの辺のことについては大変危惧をしているし、この部分をこれからもしっかりと維持していかなければならないというふうに思っております。

しかし、一地方だけでできる話ではなくて、国全体で取り組んでいこうということで、今回、地方創生の取り組みというのが始まってきたわけでございますけれども、しかし、これから子どもたちが生まれてきても、まだまだ生産年齢の減少というのをカバーしていくには、まだまだ年数がかかってまいります。いかにして生産年齢の減少がある中で地域の活力、国の活力を維持していくかというのが最近の大きな課題になっておりまして、これから本当に本腰を入れて、そして国挙げて取り組んでいかなければならない課題であるというふうに思っております。

そうした中で、先ほど来、都市計画のお話もございました。そうした中であつても、できるだけこの本巢市内には生産年齢の方々が多く住んでいただく。そういうことをやろうとすると、先ほど来お話もありますように働く場を確保していかなきゃならない。そういうことで、今のままの状況ではそうした工場誘致もできないし、団地もできないじゃないかというお話でございます。そういったことで、今回の当初予算にも組ませていただいておりますように、都市プランの作成をさせていただいて、都市計画の見直しに今年度から着手して、次の都市計画の策定にこうした要素を入れて、もっともっと市内全域で工場誘致もできるような、そしてまた住宅も建てていけるような、そういった見直しを今年度から取り組ませていただいて、次の都市計画の再改定のときには、今御心配になっているようなことを少しでも緩和できるように一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、地域の活力を維持するには、何といたっても生産年齢の方々が多く住んでいただいて、この地域で働き、そしてこの地域で生活していただくということが大事であります

ので、これからも心してこの部分についてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（黒田芳弘君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

ありがとうございます。

本当に本巢都市計画を見直すと明言をいただきました。大変な都市計画を引いたもんだなという思いがしておりますが、でき上がったものは見直すということで結構だと思いますが、いずれにいたしましても、先ほど来申し上げますように、働く場所が若者には必要なんですね。働く場所の確保。かつて、質問をいたしましたが、また再質問になると思いますが、樽見鉄道のことですが、樽見鉄道、横屋を真っすぐにJRにつけて、新駅をとという提案をかつてさせていただきましたが、それを実現することによって、樽見から1時間で名古屋へ届くわけですね。そうしますと、通勤圏になるわけです。根尾は山紫水明で、住みやすく、夏は涼しくて、冬は多少雪は降りますが、決して住みにくいところではありません。そういった意味においても、何とぞもう一度、市長は樽見線の新駅の構想にかかってもらいたいなど、こういう思いをしております。

それで、樽見線の新横屋駅と、我田引水にはなりますが、十四条駅をぜひとも設置してほしいと。十四条には工業団地がありまして、かなりの従業員の方が車で通勤をされておりますが、あそこに駅ができたならなあという思いをしております。どうぞよろしく願いを申し上げます。

翻りまして、先ほど市内全域で人口減が見られるという市長の御発言でございましたが、真正地区におきましては、これから10年、1,500人の人口増を私は想定しております。そういった中で、より一層のインフラ整備をお願い申し上げるものでありまして、真正地区は土地改良事業が早かったため、農道として、基本4メートルの農道であります。大変狭い状態です。農業のためには4メートル道路で結構ございましたんですが、ただいまは一般車両がかつての4メートルの農道へ通行しております。その上、用悪水の水路やとか、特に真正南部に多いのが現状であります。そういったインフラ整備を市長はどのように考えておみえか、お尋ねを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、2点目の人口増加地域に対するインフラ整備につきましてのお答えを申し上げたいと思います。

一般的に市外から新たに住宅を購入するなどいたしまして、移住・定住する方が増加してまいりますと、そういうことによりまして地域の人口が増加してくるということでございます。そうしますと、既存の公共施設等に対応できないということが出てまいりまして、新たな公共施設の整備と

というのが一般的には必要になってくるということでもございます。本巢市におきまして、今、安藤議員のお話でございますように、真正地域、合併以来どんどん人口がふえてきておりまして、こうした人口増によりまして、今まで家が建っていなかったところに家がすることによって、そこに上下水道とか、合併浄化槽、それから排水路ですね、そういったものなんかが必要になってくるというふうなことが現実問題出てきておりまして、そのために、こうした人口増による行政サービスの不便さとか、不足というのを解消するために、今まで市として積極的に取り組んできたところでもございます。一番大きいのは、子どもがふえることによりまして、幼稚園、小学校、それから中学校の施設整備というのを真正地域では毎年のようにずっと合併以来やってきておりますし、また先ほどお話がありますように、生活道路、通学路、それから早くから土地改良をやったというようなこともありまして、排水路等の整備が土羽でやっているということもありまして、こういった排水路の整備というふうなこともやってきておりますし、また本巢市内の中では唯一、中小河川がいっぱい入り組んでいる地域でもございまして、河川の改修というようなことも重点的に今までずっとやらせていただいたということもございます。

今後こうした人口増によりまして、地域にお住まいの市民の皆さん方が不便さ、不足ということを感じることをないように、これからも行政サービスの維持向上ということに努めてまいりたいというふうに思っております。

ちなみに、市内全体の、今、自治会等々を通じていろいろ御要望をお聞きいたしておりますけれども、市内で毎年、こういった生活道路、通学路、河川、排水路等々、整備をやってきている工事の箇所数でいきますと、大体市内全体の半分ほどが真正地域で重点的にずっと整備をさせていただいているというのが現実でございます。やはりこれは、人口増によりまして、市民の方々が不便、不足というのを感じているということで、それを少しでも改修しようということで、予算の中で重点的に今までも取り組んできておりますし、今後もそういった点を踏まえながら、重点的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

今、市長、そうは言われますが、南部、真正地区には数々の河川があつて、道路事情も水路事情もというようなことはよく把握しておみえだということはわかりましたんですが、多くの事業をそちらにという御発言はどうかなあと思います。本当にそうかなあと。現実を見ますと、何しろ道路だとか、歩道だとか、河川だとか、水路だとかというような整備が大変待たれます。かつて、6つの自治会から1,500人を超すような署名を市長にお届け申し上げたことがあります。平成22年でありましたが、犀川の頭首工の改良と犀川の河川改修事業であります。河川管理の岐阜県へぜひ働きかけてくださいというお願いをいたしました。遅々として進んでいないのが現状であります。南部、真正地区のインフラ整備を再度お尋ね申し上げます。



○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今、犀川の話もございましたけれども、真正地域の要望というのは、今ずっと合併以来の件数が手元にきょうあるわけがございますけれども、そういう中で、大中小いろいろありますので、件数だけでいきますと、合併以来、この26年までの整備済み、いわゆる工事を実施した件数というのは、やはり私が先ほどお答え申し上げましたように、市内で実施をいたしました工事件数の約半数近くが真正地域で工事を行ってきているというのが実態でございます。もちろん要望も、真正地域はほかの地域に比べると大変多いということは、先ほど申し上げましたように、人口増等々があって、人がふえていくことによって、今まであった公共施設の基盤がやっぱり不便、不足を来しているということのあらわれで、要望箇所もふえてきているということだと思いますけれども、そういうものに対応するというので、ほかの地域と同じように一生懸命取り組ませていただいてきて、箇所数、実施件数からいくと、本当に市内の要望個数の半分の事業箇所が真正地域で行われているというのが実態でございます。

ただ、もう1つ、犀川のほうの改修という話がありました。河川の改修というのは、釈迦に説法で、安藤議員にお話しさせていただくのは、当たり前やと言われますけれども、河川はどうしても下から整備していくというのが原則でございます。今、真正地域を流れております川なんかは全て大体瑞穂、巢南、穂積のほうから徐々に改修がされてきておるといふふうに思っておりますし、それに合わせて、こちらの上流のほうも下流部に大きな負担をかけない形での河川整備ということに、県のほうも国のほうもそんな形で取り組んでいただいておりますといふふうに思っております。犀川の改修というのは、もちろん大事な整備の一つでございます。これからも下のほうの整備と合わせて、おくれることのないように、同時進行とまでは言いませんけれども、できるだけ早急に整備ができるようにこれからも働きかけていきたいといふふうに思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

市長、大半がと言われますが、水路だとか、道路だとかって、それは件数でしょう。数は多いけれども、メーター数が少ないとか、金額が少ないと、私はそういうふうにとります。

数はいっぱいあるけれども、ちよろちよろいっぱいですというような悪い表現はしたくはありませんが、基本的に整備ができて、インフラが整ってという思いをしておりますが、それはそれ、市長と私の判断が違うということで、先ほどの犀川のお話に入らせてもらいますが、昭和22年に例の頭首工と称するものが完成しておりますんですが、既に66年、67年を経過して、建設されてからそれだけの年月がたっておりますが、洪水時にはとびぐちを持って行って、堰板を2人がかりでひっかけ上げる。大変な作業でありますし、危険が伴います。市長言われるように、河川は下流からと。

ところが、そのイリの上は全部整備がされておりまして、電動巻きが全部ついておるわけです。上が、大雨が降りまして増水し始めますと、ボタン1つで楽に上がるわけですね。下流域の我々の頭首工は、先ほど22年と申し上げましたが、イリ板をとびぐちで引きずり上げると。それが現状であります。そこへ持ってきて、もう80を超える人が、その人一代でそのイリを管理しておみえでしたが、その息子さんと2人で管理してみえて、その方がもうお年でありますので、親一代で足らずに、息子までというのが現状であります。

6カ所のゲートの中で、25枚にわたる、1枚25キロを越すような堰板を管理されております。より一層、岐阜県への働きかけをくださるようお願い申し上げます。市長のお考えを伺います。

○議長（黒田芳弘君）

済みません。ただいまの質問につきましては、通告外と認められますが、執行部は答弁をされませんか。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今の犀川の話につきましては、これからも県のほうに積極的に要望をしてまいりたいというふうに思っております。

先ほど、板をはめるんじゃないなくて、電動にできないというところも、やっぱりいろいろ事情が多分県当局のほうにもあろうかと思えますし、また多分そこから川の流れが変わっていくというんですか、分かれていくというふうなところにも影響があるんじゃないだろうかというふうに思っております。しかし、何といたっても人力でやっているというのは大変なことでもありますので、そういった問題も含めながら、県のほうへ要望活動をしていきたいというふうに思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

ありがとうございます。ぜひとも力強く県のほうへお願いを申し上げてくださるようお願いを申し上げます。

続きまして、2番の本巢市の小・中学校の統廃合についてに移らせていただきます。

平成26年度における根尾地域及び本巢地域の小・中学校の卒業生は次のとおりであります。根尾地域では、根尾小学校が6名、根尾中学校が14名、3年後の根尾中学校の卒業生は6名の予定になると考えられます。また、本巢小学校は63名、外山小学校は10名、本巢中学校が79名であります。3年後の本巢中学校の卒業生は73名の予定になります。いずれの地域も人口減少が各学校の卒業生の減少に連動していると考えられます。今後10年、この傾向は、各地域の人口推移を見ても、より一層加速も考えられる待ったなしの課題であると思えます。

そこで、これらの学校の統廃合について、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

**○教育長（白木裕治君）**

ただいま統廃合についての所見ということでお尋ねがあったわけですが、この件につきましてでございますけれども、学校の統廃合の問題につきましては大変難しい問題を抱えておりまして、学校教育だけの問題ではなく、学校が地域コミュニティの核としての役割を持っておりますことや、現在、避難所等も兼ねているわけですが、防災拠点としての機能もあわせ持っておりますことから、まちづくりにも大きな影響を与えるものであるというふうに考えているところでございます。

また、地域から学校がなくなるということにつきましては、子育てをする環境もなくなるということでもございまして、子育て世代の流出を招くことにもつながると、そんなふうに考えているところでございます。

本巣市におきましては、新年度より新たに根尾幼稚園を開園いたしますし、平成28年度からは根尾小学校や外山小学校に留守家庭教室を開設し、子育て環境を整える施策を進めようとしているところでございます。

また、先ほどの高田議員の質問にもお答えさせていただきましたように、今後10年間、北部地域の小・中学校の児童・生徒数はほぼ横ばいの状況でございまして、学級数も現状を維持できる見込みであることから、現状の教育条件を維持できるというふうに考えているところでございます。

さらに、北部の3校では、合同授業や特色のある教育活動によりまして、南部の小・中学校と同様に、学力の育成だけではなく、自主性や社会性の育成につきましても効果を上げる取り組みにつきまして、地域の方々とともに精いっぱい努めてまいり予定でございまして、

こういったことから、現段階では学校の統廃合を考えるということではなく、小規模校のメリットを生かした教育、地域に根差した特色ある教育を継続、充実させていくことが望ましいことであるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

[9番議員挙手]

**○議長（黒田芳弘君）**

安藤重夫君。

**○9番（安藤重夫君）**

教育長、立場上そういう答弁にならざるを得ないかなあと、こんなふうなふうに思っておりますが、思い起こしますと、随分根尾には私、古くからの知り合いもおりまして、東谷だとか、西谷だとかいうような、そういった各地区というか、当時の村といいますか、おつき合いがありまして、それでいろんな思いが今ありますんです。東谷より松田小学校、それから大須、越波、黒津、大河原、長嶺、高尾、先日の幼稚園の高尾小学校ですね。それで、今言わなかった樽見小学校が現在の根尾小学校と校名が変わっておりますが、今8つ言ったはずですが、それだけの小学校、もしくは小学校の分校とおぼしきものがそれぞれの地区に数々あったわけですが、全て廃校になりまして、

最後の1校がただいまの根尾小学校と、こう認知しておりますんですが、教育長の立場上、そういう答弁であることはやむを得ないかなと思いますが、私の考えは、根尾中学校、それから根尾小学校、それから外山小学校は、トンネルのこちら、本巢小学校、本巢中学校へスクールバスで送迎するべきだと考えます。教育長、いかがでございましょうか。

○議長（黒田芳弘君）

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

ただいま根尾中学校、小学校、そして外山小学校と、南の本巢小学校、本巢中学校への統合を考えたらどうかというお考えをお伺いしたわけでございますけれども、私、この統合問題につきまして、先ほども述べさせていただきましたように、大変まちづくりにも関係するということを述べさせていただいたわけでございますが、先日、土曜日の新聞にこんな記事が載ってございました。

13日、先日の金曜日でございますが、岐阜県の最も小さい小・中学校、神岡の山之村小中学校でございますけれども、全校生徒、子どもたちが小学校、中学校合わせまして7名、小学生が4名、中学生が3名という学校で合同卒業式が行われたという記事でございます。この山之村小中学校でございますが、中心部は神岡町の真ん中でございまして、そこまでは40分ぐらいで行ける距離にございます。昔はもっとかかったわけでございますが、道路事情もよくなりまして、現在では40分ぐらいということでございますけれども、地域の方々も本当にこの小中学校に大きな思い入れをお持ちでございまして、地域の方々もそろってこの学校を支えていきたいということで維持されている学校でございます。

この卒業式、先ほど7名というふうに申し上げましたが、この7名のところから中学生が2人卒業いたします。全校生徒で7名でございますから、卒業生も入っております。小学校6年生が1名でございます。この7名の合同卒業式に、保護者の方だけではなく、地域の方々も含めて50名を超える方々が子どもたちの卒業を心から祝って参加したと。そして、卒業する2名の子どもたちに大きなエールを送ったという中身でございますけれども、私の思いといたしましては、本当に今、根尾小学校・中学校、外山小学校も、小学校、中学校を合わせて7名ということではなくて、先ほども申し上げましたが、30名近くの小学生、そして外山小学校では60名近くの小学生、根尾中学校はやはり30名弱の中学生でございますが、それだけの子どもたちもいるわけでございますし、地域の方々も本当に一生懸命、学校の職員だけではなくて、地域ぐるみで子どもたちを育てていこうというお取り組みをいただいているところでございますので、私の思いといたしましては、先ほども申し上げましたが、現段階といたしましては統合ということについて考えるのではなく、今の状況を推進していきたい。

ただ、安藤先生おっしゃられるますとおり、10年を超えて、さらにということになりまして、状況が変わってきた場合、自主性とか、子どもたちの社会性、こういうことに対して本当に対応することができないような状況が来るといときには、統合ということについても考えてまいらなければならないというふうに思っておりますし、その際には地域の方、さらに保護者の方の御意見をき

ちんとお伺いしながら対応していかなければならないと、そんなふうを考えているところがございます。以上でございます。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（黒田芳弘君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

教育長のその神岡の6名だか7名だかの新聞は私も読みまして知っております。教育長のお考えはよくわかります。全くそのとおりだと思いますし、限界集落だとか、その村がなくなってしまうとかいうようなことはできたら避けたい。だけれども、現実には、先ほど来からのお話のとおり、岐阜県だけでも50万人減りますよと。市町村があちこちで、日本全国七十何カ自治体がなくなりますよというような、そういった現実がもう目の前に来ておるわけでしょう、ここ10年、20年で。そういったことを考えますと、大変憂えます。

ただ、先ほど市長にも御提案申し上げましたように、樽見鉄道というところへ行きますが、そういった大きなビジョンを持って、根尾が、外山が住みやすい土地なんだから、そこに住もうよと。そして、名古屋、一宮、そういったところへ、朝、通勤に出かけようと。8時に名古屋駅に乗ったら、9時か9時半にはもう自宅へ帰れますよと。そういった環境づくりを市長にお願いしたわけですが、そういった意味におきましても、今後、少子・高齢化が進んでいくこの中で学校がなくなるなんていうようなことはあってはならないと思いますが、そういったことにならないように期待をして、終わります。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開を13時15分でお願ひします。

午前11時59分 休憩

---

午後1時15分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続きまして、10番 道下和茂君の発言を許します。

○10番（道下和茂君）

通告をしてありますので、3項目について質問をさせていただきます。

東日本大震災から4年を迎え、11日、各地では追悼式典などが行われました。犠牲者の鎮魂と東北の再生に多くの皆様がお祈りされました。今なお、23万人近い方が避難生活を送られています。一日も早い復興を心より願うところでございます。

午後の1番目ということで、上のまぶたと下のまぶたが仲よくする時間帯でございますが、しばらくの御辛抱を賜りたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

消防団の処遇などの改善についてのうち、これからの消防団の活動任務をどのようにお考えか、お聞きをいたします。

常備消防が充実する中で、消防団の役割分担、また訓練などのやり方というのは少しずつ変わってきているのではないかと思います。そこらをいま一度明確にして、消防団の位置づけを改めてはっきりさせる必要があるのではと考えております。

最近、ネットなどでは不要論まで議論をされております。このような議論は全くの論外であります。だからこそ、改めて消防団の意義を明確にする必要があり、そもそも論として、位置づけをどう考えるかではないかと思います。

近年は、住民保護における地域防災力の重要性が増す一方で、団員確保が困難な分団も生じているのも現状でございます。県におきましては、団員確保のために、目的を達成した団に恩典を与えるインセンティブの付与や協力事業所に減税制度を設けるなどの取り組みを始めています。地域の安心・安全確保に果たす役割がこれからますます求められていくと考えます。有事などのときには常備消防で手の届かない部分をやっていただく、このことが大きく求められている部分だと思います。

そういったことからすれば、訓練のあり方も、救命に力を入れるとか、また大規模災害のときに必要な訓練をしたほうがいいのではないかという意見もあります。そうしたことから、機動演習や水防訓練は実践的な訓練で、その場でどう判断をするか問われる訓練です。こういったところに力を入れていただき、活躍していただけるようにしたいのではと考えています。

そこで、お伺いをいたします。

地域防災力の充実強化が求められておる中で、これからの消防団の活動任務をどのように考えていますか、総務部長にお聞きいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

消防団の活動任務についてお答えさせていただきます。

消防団は、常備消防とともに、市の消防機関の1つとして位置づけられており、火災の延焼防止活動や、台風、集中豪雨時の災害対応だけでなく、各地域における祭事の警備、また地域防災訓練の指揮など、地域に密着した活動も行っており、常備消防での対応が困難な場合には、地域防災力のかなめとして重要な役割を担っていただいているところであります。また、訓練や研修を行い、消火技術や防災知識の向上にも努めていただいております。

しかしながら、現在の状況を見ますと、団員確保、日中の活動が制限される被雇用者、いわゆる会社員の占める割合の増加や、団員の負担増など、将来に向けた消防団のあり方が問われてきております。

このような中、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、消防団の処

遇改善や必要性がより一層明確に示されたところであり、議員からも御説明いただいたところでございます。

今後の消防団の活動任務につきましては、南海トラフ巨大地震や大規模災害の発生が危惧される中、従来の基礎訓練のほか、常備消防との連携強化を図るための合同訓練や、自主防災組織等への指導、育成、消防ポンプや応急手当などに精通した消防団員を養成するとともに、消防団員の各資格取得を促進し、地域住民に対して率先して指導ができる訓練の実施を望むところでございます。

消防団における訓練の内容につきましては、副団長、並びに各分団長などで構成されます指導員会において検討され、各分団において訓練を実施していただいていることから、これからもより安全に、多様な状況に応じた消防団活動に従事していただけるようお願いしてまいります。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

次に、(2)の消防団員の負担軽減や、協力事業所に市民税の減免措置を行う考えについてお聞きをいたします。

消防団の活動は、年間を通して有事の出動に加え、4月の辞令交付に始まり、3月の入・退団式まで、毎月のように行事が並んでおります。このほかにもイベントや自主防災への協力、月に2回ほどのポンプ点検などなど、この任務を仕事の合間や家族と過ごす時間を割いて、非常勤でやることは負担という言い方は適切でないかもしれませんが、大変な負担ではないかと考えており、これを何年間も続けることは今の御時世では大変重い負担と感じております。そうしたことが、消防団に入りたくないとか、また出勤率に影響をしている原因かと考えております。

例えて言えば、操法大会も大変な負担、大変な作業でございます。新年出初め式では来賓挨拶や表彰が長々と続き、その後、屋外での放水と続きます。簡略し、観閲式と放水を屋外で済ませるとか、操法大会では市で1チームの選抜をつくるとか、また各分団が交代で出動をするとか、一つ一つそうした検討をしていって、負担軽減に結びつけていく必要もあるのではないかと考えます。もちろんその手順につきましては、消防団の会議でよく意見を聞き、議論をしていただく上での前提でございますが、また消防応援の店の取り組みも積極的な推進が必要であると考えております。消防団身分証で全国的なネットワークでサービスが受けられる展開も必要かと考えます。もう1つの取り組みの、消防団協力事業所表示制度を設け、表示証を交付していますが、その制度をより効果あるものにするためには効果的なメリットを用意することも必要でないかと思えます。

そこで、お伺いします。

団員の負担軽減や消防団協力事業所に市民税の減免措置を行う考えがとおりか、総務部長にお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、消防団員の負担軽減と協力事業所に対する市民税の減免措置についてお答えさせていただきます。

消防団員の皆様には、日ごろから消防団活動に従事していただき、深く感謝申し上げるところでございます。

消防団における各訓練活動は、団員の皆様がより安全に消防活動に従事していただけるよう、副団長、並びに各分団長で構成されます指導員会において検討され、各分団において実施いただいているところでございます。

市としましては、消防団員とその家族の皆様の過度な御負担とならない内容で実施されるよう、消防団にお願いしているところでございますが、議員の御意見も踏まえまして、消防団の負担軽減が図れる訓練活動の実施方法について、消防団と協議してまいりたいと考えております。

また、消防団員の加入促進につきましては、地域や事業所における協力が必要不可欠でございます。その一役を担えるよう、本市が既に実施しております消防団サポート制度の岐阜県版でございます「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」が平成26年度より実施され、1,216事業所が登録されております。なお、本年度には、社会貢献事業所として、県知事より感謝状を授与された事業所も市内にございます。

次に、協力事業所に対する市民税の減免措置につきましては、今後、県や他市町村の減免制度に係る動向を十分注視していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいまの減免制度についてでございますが、やはり県や他市町の動向を見ながらというのではなく、既に県は制度を設けて、記者発表も行っている。そうした中で、藤原市長が掲げる「笑顔で安心・安全な魅力のあるまち」にするためには、これを先駆けて行う必要もあるかと思えます。このことにつきましていかがかとお伺いをいたします。

また、最近は、就業構造の変化によりまして、団員の71.6%がサラリーマンです。平成24年、内閣府が行った全国調査によりますと、消防団に入らないかと誘われても、入らないと答えた人が72.6%もおります。その理由のうち、体力に自信がない、高齢であるに次いで、職業と両立しそえないが約30%もあります。こうしたところを市はどのように捉えて、今後、負担軽減に結びつけていくのか、これは再度お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。



**○総務部長（神谷義幸君）**

まず、1点目の減免制度を他市町よりも先駆けて行うことが大切であるという御質問でございますが、岐阜県では、消防団員に係る事業所の事業税の減免制度が構築されようとしておりますが、まだその内容につきましては明確でなく、その手続等もはっきりしておりませんので、本市としましては、その減免制度が消防団員の確保や処遇改善、事業所の協力体制の確保など、その効果を一度検証してから、減免制度の検討をしていきたいと考えておりますので、1点目についてはよろしくお願いたします。

それから、消防団員のサラリーマン団員比率が高くなるということで、消防団の訓練や研修、各種行事につきまして、団員の職業や勤務実態等を考慮いたしまして、活動回数の見直しなど、団員の負担軽減については消防団と十分協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

[10番議員挙手]

**○議長（黒田芳弘君）**

道下和茂君。

**○10番（道下和茂君）**

次に、(3)の消防応援隊を機能別団員にすることや、服装などの貸与の考え方についてお伺いをいたします。

消防応援隊要綱で、定員条項や活動時間条項の内容に疑問を持つ部分がございます。地域防災力の強化には、現実として、人口の減少で定員が欠けている分団に消防応援隊を機能別団員、例えば〇〇方面機能別隊などとして活動の充実を図る必要があると考えます。

また、消防団充実強化法の施行を踏まえ、消防団の服装に関する地方交付税措置も増額されているようでございます。応援隊はヘルメットのみの貸与ではなく、安全靴などは最低限の必要な必需品であります。

そこでお伺いしますが、応援隊の改組や服装などの貸与の考えはありますか、総務部長にお伺いします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

応援隊の改組や服装などの貸与についてお答えさせていただきます。

消防団応援隊は、消防団員の確保の難しさや団員のサラリーマン化が進行するなど、地域防災力が低下する中、昼間時における消防団の機動力の強化を図るために設置し、消防団を退団された方の中から、経験を生かして火災等の活動に御協力していただいております。

この消防団応援隊を機能別団員として位置づけ、消防団員の定員確保に努めてはどうかという御提案でございますが、消防団応援隊を機能別団員とすることは、消防団員の定数の減少につながる

とともに、訓練活動や消防団の運営面でも難しいと考えられますので、引き続き消防団応援隊として御協力いただければと考えております。

なお、今後、消防団員の定員等を検討する中におきまして、分団定数の見直しや機能別団員化、応援隊員数などについても検討する必要があると考えております。

次に、応援隊への服装の貸与につきましては、現在、ヘルメットだけを貸与させていただいてるところであります。応援隊の御意見をお聞きしながら、活動服の貸与を進めてまいりたいと考えております。また、靴につきましては、同じく応援隊の意見を聞いて検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

この件につきましては前部長のときにも質問をしております。そのときの御回答は、要綱の見直しも含め、総合的に検討していく必要があるということは考えておりますと述べられておりますが、総合的に検討は一度ぐらいされたのか。

また、定員減少につながる。運営面で難しいという御答弁でございます。しかし、欠員のある分団に団員を確保したらどうかという提案をしておるわけでございます。なぜそのことが消防団員の減少につながるのか。欠員が生じておるんだから、そこへ入れば、充足率が100%になるということで私は質問をしておるわけでございます。

また、運営面におきましても、機能別消防団員に関する要綱を定め、運用されれば、何も難しい話ではないかと考えます。

また、活動時間外の出勤は現実にあることで、起き得ることでございます。もし負傷した場合、公務災害の補償外となります。活動時間を設けず、事故確知は要請者の要請があったものとみなせばよいのではないかと考えます。

なお、団員の服装の更新後、その服装を貸与するか検討する。それはそれで結構なことですが、ヘルメットに加えて、安全靴というものは安全対策の必需品でございます。それを貸与する考えがあるかどうかということをお聞きしておりますが、団員と検討しながらではなくして、それは市が行う、行政が行うべき問題でありますので、そこら辺をどうお考えかお聞きします。

なお、これは答弁は結構ですが、こういった問題が労働安全衛生法にどう捉えられるのか、そこら辺も今後検討をしていただきたいと思えます。

○議長（黒田芳弘君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、消防団員の選出の現状や、地域に配備しています消防ポンプなどの消防力の状況と各分団の運営を踏まえ、組織の見直しにつきましては、消防団役員の意見を伺っているところでござ

いまして、消防団員の機能別団員化などはその一案であります。やはり消防力の維持・確保が課題でありますので、引き続き消防団役員と十分詰めてまいりたいと考えております。

また、消防応援隊を機能別団員化することは、現定員275名を増加させ、位置づけることは消防力の強化となりますが、現定員数内で位置づけることについては基本団員数が減少するものでございます。それにつきましては、定数の見直しとあわせまして、機能別団員化も検討したいと考えております。

それから、消防応援隊の活動時間でございますが、先ほど言われましたように、午前8時から午後7時までと規定されておりますが、実情としましては、昼夜を問わず出動していただいていることは市も十分承知しているところでございます。山県市におきましても、機能別団員の活動時間は、山県市役所の執務時間内に発生した災害に対し出動することとされ、本市とおおむね同様の活動時間となっております。

また、消防団員の公務災害補償の運用につきましては、消防応援隊につきましても公務災害の対象となっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、労務につきましてのヘルメット、服、それから安全靴の貸与については今ちょっと調べてございませんので、また調べてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

今の御答弁では納得はなかなかいかないわけですが、時間の関係もありますので、どうかそこから辺十分に検討をしていただきたいなど、こんなふうを考えております。

次に、(4)の出動手当の引き上げと、実態に即した支給の考えについてお伺いをいたします。

市の条例で規定されております退職報償金は引き上げされ、報償費は引き上げが今定例会に提案をされております。費用弁償におきましては、従来どおりの2,000円となっております。

国は、交付税単価を明確に提示しており、標準団体の行政規模を人口10万人として想定した額ではございますが、団員1人当たりの年額報酬は3万6,500円、出動手当は1回当たり7,000円となっているのに対し、実績は全国的に見て下回る状況になっておる。これらを踏まえ、報酬手当の条例単価の低い市町におきましては積極的に単価を引き上げ、また出動手当は、活動実態に応じた出動手当の検討をされるよう通知をされています。

このような通知を受けまして、本市の実態はどうなっておるのか。出動手当の引き上げと活動実態に応じた支給の改善を図る考えがありますか、総務部長にお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

消防団員の出勤手当の引き上げや実態に即した支給についてお答えさせていただきます。

消防団を中核といたしました地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴いまして、消防団員の処遇の改善に努めるために退職報償金の支給額を見直すとともに、団員報酬におきましても、普通交付税の算定基礎額に合わせ、分団長以下の報酬を引き上げるよう関係条例の改正を提案させていただいているところでございます。

議員御指摘の出勤手当に対する単位費用につきましては、普通交付税の消防費における需要額としまして、国勢調査人口を基礎数値として算出することとされており、人口10万人で消防団員数563人に係る経費を標準的な経費として算出されております。

このうち、出勤手当に対する単位費用の積算内訳としましては、1回当たりの出勤経費を7,000円として、約2,310万円で積算されており、1人当たりの年間費用弁償としましては4万1,000円となっております。

本市における費用弁償につきましては、1回当たりの出勤手当としまして一律2,000円を支給することとしておりまして、消防団員数275人に対し、2,236万8,000円を予算計上させていただいております。これにより、団員1人当たりの年間費用弁償としましては8万1,000円となりまして、普通交付税における単位費用の積算以上を支給していることとなります。

また、実態に即した支給につきましては、いつ発生するか予測できない災害、また形態もさまざまであり、活動時間や危険性、肉体的・精神的負担への対価であることから、今後、団員の意見をお聞きしながら、検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

2点再質問をさせていただきます。

まず1点目に、実態に応じた出勤手当の見直しですが、負担が重いと行政がお考えなら、行政が判断し、考えることであると思います。団員からは、上げてくださいよというのはなかなか言いにくい問題であり、団員の意見をお聞きしながら検討でなく、行政から先にそれを示すべきかと考えます。

2点目に、ただいま交付税に関して説明がありました。これはあくまで標準団体の出勤手当が1人当たり4万1,000円、本巢市では1人当たり8万1,000円で、これは交付税措置額と予算額の対比でありますので、これでは頭の悪い私には本巢市が予算措置をどれだけ行っているかわかりません。

それで、本巢市の出勤手当の交付税措置額はどれぐらいで、それに当たる1人当たりの出勤手当がどれだけの額になりますかということと、また国が示す出勤手当1回7,000円はどういうことであり、また回数は何回ぐらい見ておりますか、企画部長にお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

1点目、総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

活動実態に応じた出動手当の見直しでございますが、議員が言われますように、遭難者の捜索とか、長時間にわたることも考えられますし、山林火災も体力と危険を要すると思います。消防団員が一律同じ時間出動をすれば、同じ費用弁償を支払うことができますが、消防団員によっては出動時間にばらつきがありますので、そういった課題も今後検討していく必要があるかと考えております。

活動実態に応じた費用弁償の支給につきまして、市のほうとしましても、消防団員の役員等の意見を聞きながら、市としての方針も示して、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（黒田芳弘君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

普通交付税の算定におきましては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、消防費を初めといたします全ての費目でございますが、10万人規模の自治体を標準団体といたしまして、いわゆる標準的な行政運営を行うために設定をされた経費でございます。これによりまして、本市の人口でありますとか、面積など、そういった測定ごとに基準財政需要額が算定をされるというものでございます。

それで、お尋ねの平成26年度の交付税算定結果でございますが、消防団員の出動手当分といたしましては、先ほど総務部長から答弁がございましたように、10万人規模のいわゆる標準団体の数字でございますが、約2,310万円ということでございます。これに対しまして、本市の出動手当分は約1,380万円ほどが措置されているということでございます。

それで、先ほどの1回当たり7,000円という単価でこれを単純に割りますと、7.2回分という形に、単純に割った場合でございますけれども、結果的として7.2回分に相当する額でございます。

それから、もう1点お尋ねの交付税の算定上の出動手当1回当たり7,000円ということでございますが、この7,000円につきましては、あくまでも10万人規模の自治体を標準団体とする場合の、いわゆる標準的な算定単価であるというふうに認識しております。標準団体の場合の回数、この出動手当分から割り戻しますと、標準団体の場合ですと5.8回分に相当するという結果となっております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

いずれにいたしましても、消防団の負担軽減とか、出動手当の引き上げとか、いろいろ課題があるろうかと思っておりますので、ぜひともよくよく検討していただきまして、誰しものが消防団に入団できる

ような環境づくりをひとつお願いいたしまして、次に、2項目めに移ります。

実効性のある地方創生に向けた外部人材の活用についてお聞きをしたいと思います。

地方創生に向け、国におきましては、本年度補正予算や来年度予算に地方創生関連の予算が計上されるなど、動きが本格化しております。

地方創生先行型には、地方版総合戦略の策定費用が予算化されて、今年度中に5年間の地方版総合戦略の策定が求められております。

人口減少対策や地方創生といった非常に困難な課題に取り組むためには、原因を分析、検討し、その要因に対応した高度な専門能力を有する人材の活用も必要ではないかと考えます。

地方版総合戦略は、地域の人口ビジョンなど、具体的な施策の目標、業績評価、検証を求めている、ノウハウなど、必ずしも十分でない市町村が1年間でどこまでまとめられるか不安視する声もあります。

そこでお尋ねをします。

地方創生に取り組むに当たり、本市におきまして、どのような人材が必要とお考えですか、市長にお聞きします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、地方創生に関しまして、どのような人材が必要かということの御質問にお答え申し上げます。

出生率の低下が叫ばれて久しい昨今、先ほどの安藤議員のときも御説明申し上げましたけれども、人口推計によりますと、2050年には日本の総人口というのは1億人を割るという予測が出ております。現在、国だけにとどまらず、地方におきましても、人口減少というのは地域経済の縮小と活力の低下につながるということで、地方においても大変危機感が高まってきております。こうした人口減少への対応というのが、国、地方を通じて喫緊の課題となっているところでもございます。

こうした人口減少の克服に向けましては、国と地方が一体となって取り組んで、そして将来にわたって活力ある日本社会を維持していくということが求められております。

こうした状況を受けまして、地方においても人口減少と地域経済の縮小を克服するために、国と歩調を合わせた地方創生への取り組みというのが今現在求められております。この地方創生の取り組みにつきましては、地方の人口減少に歯どめをかけ、地域に住む人々がみずからの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで活力のある社会をつくることを目指し、全国一律の取り組みではなく、地域みずからが地域資源を掘り起こし、それらを活用するような取り組みというのが国から現在求められているところでもございます。

こうした取り組みを進めるために、今年度予定いたしております地方版の総合戦略の策定に当たりましては、地域の課題を共有するとともに、実効性の高い取り組みを推進するため、産業界、行

政、教育、金融、労働、メディアなど、幅広い分野、年代、階層の方々に参加をしていただき、策定するよう、国からあわせて求められているところでもございます。

本巢市におきましても、こうした観点に立ちまして本巢市版の総合戦略というのを策定してまいりたいというふうに考えております。

さらに、こうした取り組みに当たりまして、事業効果を上げていくためには、若者、女性を初め、信念を持って地域活性化に取り組んでいる人、また外から地域の課題を提言できる人などの力を積極的に活用していくことが重要であるとも考えております。このため、先ほど申し上げました地方版の総合戦略の策定に当たりましては、先ほど申し上げたような分野の方々も視野に入れながら、女性、それから若者という方々も今回の総合戦略の策定のメンバーに参加していただいて、今後の事業展開にも積極的に参加していただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今回の総合戦略の策定に当たりましては、まず地方で、地域で、そしてみずからそれぞれ考えて、そしてその中で地域の方々を一緒に参加させて、しっかりとした対策に取り組むようにという要請が国から来ておるということでございまして、そういうことを踏まえながら総合戦略の策定に当たってまいりたいというふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま御答弁賜りましたけど、戦略本部を中心に、職員が一丸となり、地域の声をしっかりと吸い上げていき、国から示されました審議会などで審議をしていただく。しっかりと地方創生の戦略をやっていたら、それはそれでいいと思いますが、私の考えとちょっと違いますので、ここでは時間がないので質問いたしましてもあれですが、ただ1点だけお聞きをしたいのは、補正で委託料が予算化されました。このことは、コンサルタントに戦略策定のどのような業務を委託されるのか。今までの地方創生に例えれば、地域活性化のために施設をつくり、その施設が盛況であれば、その自治体がある付近においてでも、うちの会社がそういうものを立案したんだと。全国各地にまた、現況施設にコピーで色づけをしながら、補助金を使った計画を売り込んでおります。そうした類似施設を補助金を使い計画させる。あとは知らん顔で、こうしたことで、日本各地で共倒れのごとく衰退している施設がどれだけあるだろうかと。それで、願わくば、策定の委託だけは避けたいと思いますが、いかがでございませうか。

○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、委託のところについてお話を申し上げたいと思います。

今回、総合戦略の策定に当たりまして、委託をするのは、人口推計、50年、ずっと先を見て人口推計をやるようにという今回の指導でもありまして、市の中で人口推計というのがなかなか難しい

ということもありまして、専門家の方に現在の状況を提言する中で、委託で人口推計の作業をお手伝いしていただく。

それと、アンケート調査を今回やろうと思っております、そのアンケート調査の取りまとめです、そういうものを今回業者にやっていただくということをいたしております。

基本的には、戦略の策定そのものは、先ほどから申し上げておりますように、国からの指示は全国一律のような話はいかんし、また業者に任せてつくったようなものはだめだということは大臣がみずから申し上げられておりますので、そういうふうなことはないというふうに思って、そんなような計画では国の策定のオーケーはとれないというふうに思っております、やはり先ほど来申し上げておりますように、それぞれの地域の課題を地域に住む方々が、そして地域に関心を持っている方々が、実際自分のまちをどうするんだ、どうしたい、こうしたい、こうすればいいじゃないかということを含めてみんなで議論して、それを取りまとめて、総合戦略としてまとめて、本県市版の総合戦略としてやっていくということになります。

当然市の職員の推進本部というのもつくりまして、それだけではなくて、今おっしゃいましたような市内外の方々のお力をおかりしながら、策定メンバーに入らせていただく方々の御意見等もお聞きしながら、まとめていくというふうになっております。

それともう1つ、また今回の総合戦略の場合は基本的にはソフトが中心でありまして、物をつくるのか、そういうものにはほとんど国の大きな支援というのは想定されておられませんので、これからやっぱり知恵を使って、知恵を出して、いかにこの地域を活性化していくかということの知恵比べだというふうに私は思っております、物をつくるのか、そういうような発想は、今回、国も県も皆さんどこも、地方も金のない時代で、そんなばらまきのような話は私はないというふうに思っております。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

今までもいろいろ計画を立てるにおいては、コンサルを随分利用されてきておるのではなかったかなと、私自身考えておるわけでございます。当然物をつくるわけではございませんが、外部からの人材確保については余り考えていないようでございますが、このことにつきましては国も課題意識を持っておりまして、5万人以下の市町村を対象に、5年間、そうした人材を派遣いたしますよという日本版シティーマネジャー制度を設けておりますが、この制度に対しまして、5万人以下の日本全国の自治体で140余りの市町村が派遣を希望されております。詳しいことはわかりませんが、北海道では17、奈良県では10、岡山県、茨城県、長野県、鹿児島県でそれぞれ7自治体、岐阜県では1自治体が希望をされています。このことは、庁内の戦略会議、また審議会等でやっていきたいということになりますなら、それはそれで結構ですが、そうした制度もございまして、また希望する地方公共団体が地方版総合戦略の策定を含めて、地方創生の取り組みを行うに当たり、国が



相談窓口を設け、支援するための地方創生コンシェルジュ制度を設けていますが、この点につきまして、ちょっとお聞きしたいと思います。

日本版シティーマネジャー制度や国の省府庁の相談窓口となる地方創生コンシェルジュ制度についてはどのような御認識をお持ちでございますか、お聞きします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

日本版のシティーマネジャー制度とか、地方創生コンシェルジュ制度に今どんな認識をお持ちかということでございます。

結論から申し上げますと、地方創生に向けた有効な手段の一つではないかというふうに認識いたしております。先ほどお話のあるように、百幾つの自治体からも要請があるということでございますので、それなりの有効な手段の一つだというふうに認識をして、それぞれ手を挙げられるというふうに思っております。

議員のほうからお話がありませんでしたが、ちょっと細かく、せっかく答弁書をつくりましたので、ちょっとお話をさせていただくと、日本版のシティーマネジャー派遣制度というのは、人口が原則5万人以下の市町村に、国家公務員とか大学の研究者、民間の人材を、いわゆる首長の補佐役として派遣する制度ということで、派遣されたシティーマネジャーは今回の地方版の総合戦略の策定や施策の推進ですね。つくるだけじゃなくて、その後の推進も担う役割があると、こういう制度だというふうに聞いております。

また、地方創生コンシェルジュ制度は、地方公共団体が地方版の総合戦略の策定を含め、地方創生の取り組みを行うに当たり、国が相談窓口を設け、積極的に支援を行うものでございまして、関係府省庁の希望者の中から担当地域の出身者や出向経験者など、その地域への愛着や関心のある方が選任されるという制度だというふうに伺っております。

いずれにいたしましても、今回の地方版の総合戦略を策定するに当たって、それぞれの専門的な知識、それから、なかなかできない、難しいという市町村にこういった2つの仕組みで支援をしていこうと。そして、より実効性のある地方創生にしていこうという国の制度でございます。そういうことで、国で考えられた有効な手段の一つであるというふうに認識をいたしております。

[10番議員挙手]

**○議長（黒田芳弘君）**

道下和茂君。

**○10番（道下和茂君）**

制度は、いずれも有効な手段だとお考えだということでございます。

これは、昨年10月ごろ募集を国が開始されたかと思っておりますが、このことにつきまして、本市では、幹部職員などと検討された結果として、策定から検証に基づく改定までを総合戦略本部

を中心に、国が示す幅広い各層の審議会のメンバーの方々にP D C Aサイクルの手法で進めていくというふうにお決めになられたのか、お聞きをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほど来お答え申し上げていますように、今回の地方創生の戦略というのは、それぞれ地域にお住まいの、そして地域の中でそういう課題をしっかりと共通認識を持って、そして、そのためにどうするかということを考えていくということでもございまして、私は最初から、地方版の総合戦略というのは地域の中でしっかりと取り組んでいくべきだと。外のそういった方々の力も必要ないということは言いませんけれども、それよりか、まず自分たちの住んでいる地域を自分たちでどうするか。そして、この大きな課題を、人口減少とか、地域の経済が縮小していくというのを、みんなでやっぱり、この地域に住む方々の共通認識のもとに取り組んでいく戦略というのをしっかりと同じ認識でもって取り組んでいこうということを最初から考えておりまして、そういうことから、今回のこういう国のほうで言われた制度というのは最初から手を挙げるつもりは全然ありませんでした。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

次に、2の3をお聞きいたします。

こういった中で、市独自のシティーマネジャー制度、全国公募をいたしておる自治体がございます。国の制度には、今、市長は最初から乗っかるつもりはなかったというような御答弁でございますが、富山県の氷見市では、大学や民間のシンクタンクなどの高い専門能力を持つ人材を対象として、地方創生を担当する幹部職員、またはICT戦略を担当する職員の募集をしています。募集のホームページを見ますと、積極的に地方再生に取り組み、市民と行政が一体となった日本のモデル自治体を目指すため、まちづくりに命を燃やして、日本の本格的なシティーマネジャー像を氷見市から確立してみませんか、熱意ある文言が書かれております。

これを見て、ぜひ自分の能力を生かして貢献したいと考える人材を得ることができれば、同市の活性化は大きく前進するかもしれません。

そこで、お伺いいたします。

本市におきましては国の制度は利用しないということですが、必要と考える人材を明確にしながら、独自の全国公募を行う考えはございますか。また、行うとした場合にどういった課題があるか、あわせてお聞きをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、3点目の御質問にお答え申し上げたいと思います。

今回の地方創生、また重複しますけれども、地域の独自性を出しながら、地方に活力を生むような施策の推進が求められているところでもございます。

地方創生を実現するための政策5原則というのも国から提示をされております。その中には、自立性、将来性、地域性、直接性、そして結果重視という政策の5原則、この5つの原則に基づいて、今回の総合戦略をつくりなさいよという御指示をいただいております。

その中で、最も今回の総合戦略の中で特に言われているのは、5番目の結果重視に重点を置かれているものでございます。先ほど議員の御質問にありましたように、PDCAサイクルの確立というようなことをやりながら、目標数値の設定ということに基づいて、今回の政策をしっかりと実行して、5年間の中で、そして結果も出なさいよというふうに言われております。

これが今回の地方創生の総合戦略の中身でありまして、今まで、どちらかというとも結果を重視するというやり方というのは、なかなか地方公共団体にとりましては今まで難しい部分でもございまして、今回、地方創生の中では、この地方で弱いと言われている部分をしっかりと踏まえた政策を展開して、その結果も発表しなさいと、こういうふうになってきております。

こうした目標数値を踏まえた政策の展開には、どうしても幅広い見識と専門的な知識というのが求められますし、またこうしたものをしっかりと実行していくパワー、牽引力も必要であるというふうに思っております。

戦略が一過性に終わるんじゃなくて、長期的な展望に立って、戦略の成果が出せるような先見性、課題も多面的に捉えて解決するような、そういう力も重要になってまいります。

こうしたことを考えてみますと、先ほど来、議員がおっしゃっておられますように、自治体版シティーマネジャー公募の中で、意欲のある方、そしてこの地域をモデル的にでも頑張ってみようというような、そういった方を募集するというので、自治体によってはそういう募集を行っているところもあるというふうに聞いておりますし、こうしますと、なかなかこういうことをしっかりとできる人材というとおのずと限られてくるというふうに思っております。こういう高い専門性を持った人材というのは、そう全国にたくさんおるわけではありませんし、多分おのずと限られてくるし、また多分競争になる、そんなことだろうというふうに思っております。

今回の戦略は短期でやっていかなきゃいけない。そしてまた、先ほど来申し上げておりますように、地域に住む方、そして地域にこれからも住もうと思っている方々が、やはり自分たちの地域をどうしていきたいのか。これから住み続けるにはどうしたらいいかということ、まず基本に立ち返って、そこから議論をして、みんなに共通認識に持っていただいて、そして、推進もみんなの力をかりながらやっていく。そうするほうが、今回こういった専門的な知識の方ももちろんおれば、それにこしたことはないんですけども、地方版の地域に根差した戦略というのは、やはりおる方々でしっかりと知恵を出して、汗水流して、そして策定するということが今回の総合戦略の策定

の趣旨ではないだろうかというふうに思っておりまして、今回、我々の力で、そして周りの力もおかりしながら、今後とも進めさせていただきたいというふうに思っております。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

戦略本部を中心に、職員が一丸となって知恵を出す。こういうことは、会議をやりましても、やかもすると、こうした会議では大変意見の出にくいものではないかと思えます。市長が考える、庁内一丸となって、また活発なアイデアが出るような体制、市長が描く体制とは、どのような体制をお考えですか。

○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほど来ずっと申し上げておりますように、まず市の職員がどうのこうのという、その前に、市民アンケート、市民の皆さん方に幅広くアンケートで意見、要望をまずお聞きすると。そこからスタートするようになっておりますので、それを踏まえながら、市の職員も知恵を出し、汗もかいて、原案のようなものをまとめながら、そしてまたなおかつ、先ほど来申します産官学の皆さん方にも御参加いただく。また、若い人も、それから女性も入った、そういう場で、自分たちがこのまちをどうしたらいいか。多分そういう観点で探れば、私はいろんな御意見が出てくるだろうというふうに思っております。通常の行政の話のような、なかなか専門的な部分になって、御意見がなかなか出てこないということには多分私はならないんじゃないだろうかというふうに思っております。

また、メンバーの選定も、そういった意見を言えるような方、当然地域の代表者とか、組織の長とか、そんな方々を主体に選ぶんじゃないくて、もうちょっと、先ほど来申し上げていますように、地域活性化にも本当に一生懸命頑張ってみえる方、女性でも相当活躍されている方、若い人もそうですけど、そういう方々をメンバーの中に入れて、本当に活発な御意見を伺いながら、まとめていくというふうにしていきたいなというふうに思っております。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

課題等につきましては、人材に限られてくると。それは募集をしてみないとわからないことでございしますが、採用するしないは非常に難しい問題かと考えます。どんな政策も一過性のものでなく、持続する施策の戦略であってほしいと願い、次に進みます。

2の(4)をお聞きします。

市役所としての専門職の人材確保だけでなく、地域の課題解決のための人材確保も重要なテーマ

であるのではないかと考えております。

最近、NHKで「限界集落株式会社」が放映されました。これは、地域活性化のために地元の気づかない視点でそのよさを発見してくれるよそ者、ばかになって、真剣に打ち込んでくれる若者、いつの時代でも大きな推進力となる若さとエネルギーを持つ若者の力が地域を変え、元気にしてくれるという内容でございました。

また、鳥取県隠岐島の海士町の山内町長は、地域の活性化には、やる気のある人間は幾らでもいるが、その中に本気の人間がどれだけおるかということもおっしゃって見えます。

地域おこし協力隊については、運用に当たりまして、最大限の効果を発揮できる環境づくりも必要です。人材確保対策として、一層の活用を図っていただきたいと思っておりますが、採用に当たっては、具体的なテーマと成果指標を設定した採用も必要と考えます。

また、市内の子育て世帯や若者を中心に、地域の活性化や人口減少対策のアイデアを募集するなど、若者の力をかりることも必要ではないかと考えております。

そこで、企画部長にお伺いします。

地域おこし協力隊の募集、採用は、具体的なテーマと成果指標を設定し、実施計画、事業実施、効果の検証に基づく改定、いわゆるPDCAサイクルを意識した採用にしてはどうですか。

また、市内の若者による地域活性化や、人口減少対策のアイデアの募集を行い、よい案につきましても、その活動に補助を行う考えはありますか、お聞きします。

#### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

#### ○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えいたします。

まず、1点目の地域おこし協力隊の募集につきましては、ことしの2月から根尾地域で2名、外山地域で1名の計3名を募集いたしておりまして、現在までに根尾地域で2名の応募がございましたが、引き続き募集を行ってまいります。

募集時における業務内容といたしましては、具体的なテーマは設けておりませんが、地域住民の憩いの場の創設、特産品の開発、PR、販促及び直売施設の開設、地域の観光資源の発掘及び歴史・文化、遺産ガイドなどの業務としているところでございます。

しかし、議員御提案のとおり、具体的なテーマや成果指標を設定し、いわゆるPDCAサイクルを意識して、活動してもらうことは大変重要なことでございます。今後、採用時や、また採用後におきまして、隊員とよく話し合いを行い、その隊員の持っている能力等々を最大限に生かせるような形で、具体的なテーマや目標を設定し、活動していただくように進めてまいりたいと考えております。

次に、市内の若者による地域活性化や人口減少対策のアイデアの募集、実行のための補助を行うとはということですが、市民の皆様が本県市の魅力を効果的に発信することにより、市民

の皆様笑顔があふれ、これからも住み続けたいと思える、そんな未来に向けたすてきなまちの姿を描くための市民のニーズを敏感にキャッチした事業や、行政では考えつかない発想の事業など、市民の皆様からの企画提案に対しまして、市民提案事業補助金として新年度より交付していくことといたしております。

新年度におきます予定の事業につきましては、既に多くの提案をいただいている状況でございますが、今後はこうした応募状況などを踏まえまして、予算枠の拡大とあわせて、市のホームページや広報紙の活用により幅広く周知し、さらに多くの方々から御提案をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

私、申しました活動に関する環境でございますが、まず所管や指示、相談などを受ける組織的な環境はどのように考えておりますかということと、活動に関する環境でございますが、起業などに結びつけたいと考える人材が出てくれば、起業の諸経費の補助をいたしますということでございますが、起業しても1年で、そのときは補助がありましても、物が売れるか売れないかわからない状況で、最低でも3年間ぐらいの補助はしないと、すぐに出ていってしまうのではないかなど、こんな考えを持っております。その点もお考えをお聞きしたいと思います。それから、この制度は全国の自治体が多く活用をいたしております。既成概念を取り外して、名称そのものも、例えば田舎ガールとか、田舎で活動する姫隊とかなどのそういう名称を用いながら、女性の登用も考えていく、採用も考えていくべきではないかと考えますので、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、地域協力隊の、いわゆる私どもの組織的なサポート体制というところで、どういう形で地域おこし協力隊にかかわっていくのかというところでございますが、従来、今年度まで私どもの企画部の中で地域おこし協力隊のサポートを、根尾地域、外山地域あわせて行っておりました。新年度からは、特に根尾地域におきましては、根尾総合支所の総務産業課におきましてしっかりとサポートできるように隊員を助けていくと。そんな形で、より身近なところでサポートしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の地域おこし協力隊員が起業する場合、また引き続き生活面でのサポートをしてはどうかという御趣旨の御意見でございますが、この点につきましても、地域おこし協力隊員の動向等に合わせまして、また先進的な事例も踏まえて、今後また検討をさせていただければというふうに思っております。

それから、最後にもう1点ございます。御提案ございましたような、田舎ガールというような1つの案を御提示いただきましたが、特に今年度、先ほどお答えをさせていただきましたように根尾地域で2名の応募がございました。その中に1名は既に女性の方の応募もございまして、今後、採用するかどうかというのはまだこれから決定をする段階でございますが、そういう1つの例はございますが、女性の力も大いに活用ができればというふうに思う中で、議員御提案のこういった名称も、一つの募集をする大きなイメージ的な取り組みになろうかというふうに思います。そういったことも活用しながら、また名称がどうあるべきかということを今後検討をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[10番議員挙手]

**○議長（黒田芳弘君）**

道下和茂君。

**○10番（道下和茂君）**

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、時間もなくなりましたので、最後の雪害対策についてお聞きをいたします。

昨年の12月の大雪では、根尾地域を中心に最長6時間ほどの停電が発生をいたしております。原因は、雪の重みで倒れた立木が電線を損傷し、発生したものでございます。こうした停電は毎冬のように発生をいたしております。

雪による雪害対策として、県では、県、電力会社、市町村が協力し、互いに負担をしながら、事前に倒木のおそれのある立木を伐採する取り組みがされるとお聞きをいたしております。これは、重要な社会基盤を災害から守る有効な方法でございます。本市でも積極的に取り組み、雪害による停電被害の防止に取り組む必要があると考えておりますが、その点につきまして、総務部長にお伺いをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、雪害対策としての倒木による停電防止の取り組みについてお答えさせていただきます。

昨年12月の大雪では、高山市を初め、県内山間地で倒木による停電や道路網の寸断、停電に伴う断水等の大きな被害が発生し、本市においても同様に、倒木による停電や断水等の被害が発生いたしました。

このような被害を未然に防ぐため、来年度、県では、電力会社と県、市町村が連携して、降雪期の前に倒木の可能性のある立木等を伐採することで被害の発生を抑止する取り組みを進めることとしております。

豪雪地域がある本市といたしましても、雪害を事前に防止するため、このような事業を活用していきたいと考えております。

また、本年2月には、雪害対策としまして、中部電力株式会社との間で、本市が根尾地域で所有する土地を災害復旧の前線基地として利用することにより、停電被害等の早期復旧に協力して行うことを目的とした災害発生時に土地の提供を行う協定を締結いたしました。雪害の発生時における体制の強化を図っているところでございます。

以上のように、災害発生前と発生後の双方におきまして、倒木による停電防止の取り組みと、体制の強化により、雪害に備えてまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

今、電気がないと生活基盤がほとんどとまってしまうような状況でございますので、どうかその点をお含みの上、ぜひともそうした取り組みをお願いしていききたいなど、こんなふうに思っております。

これで私の質問を全て終わりたいと思います。どうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

先ほど、9番 安藤重夫議員が途中退場されましたので、報告をいたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

ここで暫時休憩いたします。10分間の休憩としたいと思いますので、よろしく申し上げます。

午後2時26分 休憩

---

午後2時37分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続きまして、13番 若原敏郎君の発言を許します。

○13番（若原敏郎君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、川崎市の中1、上村君が同じグループの18歳の少年からリンチ殺害を受けたことは本当に許しがたい事件であり、リンチを受けた上村君がかわいそうでなりません。島根県隠岐諸島から川崎市へ引っ越ししてきて、事件に遭ってしまったこの子の人生を考えると、悲痛の思いであります。どうして周りの人が気づいて、とめてあげられなかったのか、残念な思いでいっぱいあります。学校には個人情報保護法の壁があり、家庭での状況や生活環境の情報を把握できない現状は残念でなりません。御冥福をお祈り申し上げます。

また、東日本大震災から4年がたち、いまだ高齢、応急仮設などの住宅や親戚・知人宅、病院に入院など、自宅に戻れない避難者がおよそ22万9,000人もいると聞き、被害の甚大さ、原発の恐ろ



しさを感じております。時間が経過するとともに、ふるさとに帰ることもできなくなるようです。早く復興の見通しがたち、一日も早く地元に戻り、立ち直られることをお祈りしております。

それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

最初に、1番目として、災害時の水道施設の本巢市の対応についてをお尋ねいたします。

主に水道施設の耐震化についてをお尋ねいたします。

日本の水道普及率は97%を超え、市民生活や社会経済活動には不可欠の重要なライフラインとなっております。そのため、地震などの自然災害、水質事故などの非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設などへの給水の確保、さらに、万が一被災した場合でも、速やかに復旧できる体制の確保が必要とされております。

災害時の必要ライフラインとして、まずは電気、エネルギーですね。水、交通、情報などが上げられます。特に広範囲の洪水や地震災害のときには、まずは3日分の食糧で自助・共助でしのぐこととあります。

この本巢市においては、以前には伊勢湾台風のような巨大台風が来ましたが、広範囲で被災した経験はありませんし、大きな災害で水道施設が長期にとまったことは、私の記憶ではありません。

東日本大震災の被災地では、256万7,000戸が約5カ月間断水し、また平成16年の新潟・中越地震では、13万戸が約1カ月断水したと記録されています。

全国を対象とした水道施設の耐震化の進捗状況は、平成25年度末現在では、水道施設のうち、基幹的な管路の耐震適合性のある管の割合は34.8%、浄水場の耐震化率は約22.1%、配水池は47.1%あり、まだまだ地震に対する備えが十分と言えない状態です。

過去の被災地では、飲料水が給水車で配給されているところが報道されていたように、大切な水の確保ができるのか、本巢市の水道施設の現状について伺いをいたします。

まずは、本巢市の水道施設の耐震化の状況についてはどのようになっていますでしょうか。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

**○上下水道部長（杉山敏郎君）**

議員御質問の水道施設の耐震化はにつきましてお答えさせていただきます。

平成25年度末時点における水道施設の総数は38棟でございます。このうち、耐震化されている施設数は、浄水場10棟、配水池6棟、加圧ポンプ場4棟、取水井11棟の計31棟でございます。

耐震診断を行っていない施設数は、浄水場2棟、配水池3棟、加圧ポンプ場1棟、取水井1棟で計7棟となっております。

また、水道管の耐震化率は平成25年度末時点で、口径100ミリメートル以上の水道管に対し、市全体での耐震化率は66%となっております。以上でございます。

[13番議員挙手]

**○議長（黒田芳弘君）**

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今のお答えを聞きますと、本巢市では全国の平均以上は行っているようにお聞きしました。ですが、まだまだ今後、耐震化を進めていかないかんといいところもお聞きいたしました。早急に耐震化を進めていただきまして、完成させていただきますようお願い申し上げます。

そこで、今後の問題としまして、万が一被災したときの被害を最小限に食いとめる2番目の質問ですが、防災・減災対策での課題となること、また今後重点的に進めていかれることの質問をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

○上下水道部長（杉山敏郎君）

御質問の防災・減災対策での課題となることにはつきましてお答えさせていただきます。

水道事業におけます防災・減災対策の課題としましては4点ほど考えられます。

1点目は、水道施設の耐震化でございます。耐震診断を行っていない水道施設を喫緊の課題と捉え、耐震診断を行い、その結果を踏まえて、施設の重要度や整備手法を検討しながら、順次計画的に耐震化を図る必要があると考えます。

2点目は、水道管の耐震化でございます。基幹管路の耐震化や重要施設への管路の耐震化に向けて、計画的に更新していくことが重要と考えます。

3点目は、遠隔監視システムの整備でございます。平成23年度から整備を進めており、平成28年度で完了予定でございます。これは、浄水場や配水池等の機械、電気設備が稼働している状況を一括監視し、故障の早期発見や効率的な管理ができるため整備を図る必要があると考えております。

4点目は、緊急遮断弁、地震計及び流量計の設置でございます。平成23年度から整備をしております。本年度で完了いたします。これは、地震時における配水管の破損により飲料水が流出した際に遮断弁が閉まり、配水池の飲料水が確保できる整備をする必要があると考えておるものでございます。

これからも水道施設は市民の生命・財産を守る上で必要不可欠と考え、耐震化を推進してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま議席番号9番 安藤重夫君が入場されましたので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

[13番議員挙手]

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

少し再質問をさせていただきたいと思っております。

今、遠隔監視システムとか、緊急遮断弁のお話が出ておりましたが、遠隔監視システムというのはどこで監視しているのかということと、また緊急遮断弁というのは、配水管破損のときに無駄な飲料水が流れるのをとめるという役目をしておると思うんですが、どのようなときに作動して、配水池の無駄な漏水を守れるのか、どんなシステムになっているのか、わかれば教えていただきたい。また、それによって、地震のときに果たしてきちっと監視できるのかどうかというようなところもわかれば教えていただきたいなと思います。

○議長（黒田芳弘君）

上下水道部長 杉山敏郎君。

○上下水道部長（杉山敏郎君）

まず最初に、遠隔監視システムでございますが、現在は糸貫分庁舎で一括管理するようにしております。根尾地域までお邪魔するのにかなりの時間を有するのを、少しでも早く遠隔によりまして状況が把握できるというシステムでございますが、現場まで行かなくても、ある程度の対応は即座にできるというシステムになっております。

それから、2点目の緊急遮断弁でございますが、仕組みといたしましては、地震が発生いたします。基本的に5強の地震を設定しております。通常ガルという言い方をするんですけども、加速度単位なんですけど、わかりにくいので震度5強から6ぐらいの震度という曖昧な言い方ではございますが、そういうもので考えていただければよろしいかと思います。これが、地震計で5、または6というような感知をします。そうしますと、その後、同時に、流量計というのがございまして、そこで日ごろの水の流れぐあいと今の水の流れぐあいで差が大きく出たとなりますと、どこかで破断しているということで、これも設定時間を設けまして、はかりまして、破断しておるということがわかれば、遮断弁がおりるという仕組みでございます。それによりまして、せっかく飲んでいただけの水が流れるのをとめまして、配水池のタンクには、皆さんがお越しいただいても、多くはございませんけれどもお配りすることができるという仕組みでございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

専門的なことですので、我々にはなかなか理解しがたいところがございますが、万が一の地震のときにはやはり大事な飲料水を守っていただきたいのと、こんなことを思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで1番目の質問は終わります。

続きまして、大きい2番目の、子ども・子育て環境の充実をというところの質問をさせていただきます。

平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために子ども・子育て支援法ができました。さらに、この法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育ての量の拡充や

質の向上を推進すべく、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に本格的スタートになります。  
このことについて、本市のお考えをお伺いしたいと思います。

今定例会の条例改正にも上げられておりますが、新制度では、通常保育時間を11時間とする保育標準、通常保育時間を8時間とする保育短時間のそれぞれに認定し、保育を提供することとされており、その認定についての国の判断基準を見ますと、保護者の就労等の時間数が月120時間を超えるか否かによって決めるとされております。就労等の時間数のみをもって、保育必要量として、保育標準時間、保育短時間の認定を行うことは、実際の保育所利用において、利用実態に即さない場合も考えられますが、市の保育の必要量の認定に対する考え方をお尋ねいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

それでは、御質問の保育の必要量の認定に関する考え方につきましてお答えをいたします。

新制度では、全ての子どもに良質な保育環境を保障し、児童の利益を最優先に、子ども・子育て家庭を社会全体で支えることを目的としておりまして、平成27年4月より本格施行されます。

保育必要量として、保育短時間、また保育標準時間の認定の指標につきましては、保護者の就労等により、保育が必要となる時間が月に120時間を超えるか否かにより認定することができる旨、国からの通知を受けております。

そして、保護者の就労等の時間数のみをもって保育の必要量の認定を行うことは、実際の保育所利用において実態に即さない場合も考えられることから、当市におきましては、国の示す月120時間のみにとらわれることなく、実際の保育必要量、つまり保育所利用時間に即した認定を行うこととしております。

また、利用者負担額（保育料）につきましても、実際の保育必要量に即した合理的な料金体制を目的として設定したことから、児童、保護者にとって必要な保育の提供ができるものと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

**○議長（黒田芳弘君）**

若原敏郎君。

**○13番（若原敏郎君）**

大変子育て世代の親にとっては、本当に制度が拡充されてありがたいなあと、こんなことを思いますし、また料金も現状維持か、まだ下がる、少しは安くなるというようなことをお聞きしまして、大変若い子育て世代は喜んでおると思います。ぜひ本巣市に合った制度をつくって、進めていただきたいと、こんなことを思います。

次に、子ども・子育て支援新制度の中で、本巣市では留守家庭教室という名称で行っている事業ですが、平成28年度から拡充が実施されるとお聞きしておりますが、これは、小学校3年生までの

留守家庭がいきなり6年生までになると利用児童の把握がしにくく、単純に今の倍になるとは思いませんが、なかなか未知数のところが多いかなあと、こんなことを思います。

2番目の問題で、放課後児童クラブ、本巢市では留守家庭教室なんですけど、6年生までの事業の拡充についての詳細、考え方をお願いしたいと思います。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

それでは、御質問の放課後児童クラブの改善が図られるが、対応はということにつきましてお答えをいたします。

留守家庭教室事業は、放課後児童健全育成事業として、児童福祉法第6条の3第2項に規定されており、現在、おおむね10歳未満の児童を対象として、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成に努めているところでございます。

また、子ども・子育て支援法が本格施行されますと、対象年齢は、現在の「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童」に改正をされます。

そこで、市の対応といたしましては、対象年齢の拡充に伴い、実施する施設の整備、確保が必要となりますので、各小学校を単位とした詳細なニーズ調査を実施し、その必要量の把握に努め、子ども・子育て支援事業計画、これ5カ年計画でございまして、これを策定いたしました。この計画に基づきまして、平成27年度予算案には拡充に必要な施設整備等に係る費用を計上いたしており、平成28年度より小学校高学年児童までの実施へ拡大をいたします。

また、平成26年7月31日付で、放課後子ども総合プランでは、文部科学省、厚生労働省の各部長連名にて、教育委員会と福祉部局が連携を深め、放課後児童健全育成事業などの実施について適切な体制づくりに努めるよう通知がなされておりますので、その準備のために、この27年度において実施する施設の整備を行い、教育委員会や小学校との連携を一層強化しまして、平成28年度の拡充実施の実現に向けて進めてまいります。以上でございます。

[13番議員挙手]

**○議長（黒田芳弘君）**

若原敏郎君。

**○13番（若原敏郎君）**

どうも説明をいただきましてありがとうございます。

こうした施設を整備し、高学年児童まで実施が拡充されるのですが、それに携わる職員体制といえますか、いろんな資格があると思いますが、新制度では、職員の資格、また員数等の新しい基準を決めていくのか、いろいろ疑問に思いますので、それについてお尋ねをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

ただいま御質問の新制度では、職員の資格、また員数の新基準を定めるのかといったことにつきましてお答えをさせていただきます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないこととされております。

平成26年9月議会におきまして制定されました本県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第10条各項において、職員の資格、員数につきまして、放課後児童支援員を配置すること、また支援員の数は、支援の単位、つまりクラスごとに2人以上とすること、ただし1人を除いては補助員をもってかえることができる。そして、支援員は、保育士等の資格を有するものであって、都道府県知事が行う研修を修了した者であることと定めております。この条例につきましては、国の定める従うべき基準、参酌すべき基準にのっとり、利用児童が適切な環境において、適切な訓練を受けた職員の下で心身ともに健やかに育成されることを目的として定めております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

1つ再質問をさせていただきますが、これは、27年度に各教室を留守家庭教室につくり変えて、28年度から実施される準備が着々と進んでいるわけですが、次年度に整備される教室のプランは、あらかじめちょっとお聞きはしたと思いますが、実施に向けて、1クラス何名ぐらいが受け入れられて、また支援員はどう配置するか、また人数によって部屋の数はどれぐらい予定しているのか、どのようなシミュレーションをされているのか、わかりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問でございます。新年度に整備をいたしますことにつきまして、若干御説明をさせていただきます。

まず、部屋でございますが、本市におきましては、1人当たりの必要面積というものは1.6平米以上ということで設定をしております。これは、国・県の基準と同等でございます。実際にはこの1.65というのは最低基準でございますが、これは人数によって、もっとこの面積が1.98とか、2.0とかというふうになっていく可能性はあります。

それと、定員でございますが、定員に関しましては部屋でございますが、まず国の定員については、おおむね1クラスが40人程度というのがありまして、県におきましては、1クラスが20人から35人、

私ども本市におきましては、今現状は非常に希望者が多いということで数が多くなっておりませんが、今度、新しくは35人以下でおさまるよふというふうで今計画をしております。

ちなみに、本巢の小学校におきましては今現在1部屋ですが、これが2部屋になります。それと、席田小学校については、現在2部屋でやっておるものが4部屋になります。それと、土貴野の小学校と一色の小学校につきましても1部屋が2部屋になります。それと、真桑につきましては、今現在3部屋使っておりますが、これが5部屋になります。それと、弾正につきましては、今現在は1部屋ですが、2部屋。それと、新しく外山小学校では新規で1部屋。ここににつきましては、校舎の外に1棟建設するということで1部屋新たにできます。それと、根尾の小学校、ここも初めてでございますけど、1部屋を一応予定しておるといったようなことでございます。

そして、指導員につきましては、今、基準では一応20人から35人で2人ですね。それと、36人から70人で3人、また71人以上では4人ということになっておりますが、市におきましては、19人以下で2人、20人から70人で3人、そして71人以上で4人というような設定を予定しております。

今現状でございますが、今、6校の学校でやっておるわけですけど、定員につきましては412名でやっておりますが、これが28年の4月からは8校になりまして、一応定員の見込みは790名ということで、現在よりは約378名ほど増の見込みをしております。指導員につきましては、トータルでは現在41名ほどなんですけど、26名ほどの増を見込んで、67名ほどでやっていきたいなというふうに一応予定を立てております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今の現状と28年度からの様子がうかがえたかなと、こんなことを思っております。

それで、一つ余談の話になるかもしれませんが、これは質問ではありませんので、ある大学の先生が、幼児期の上質な保育と教育の制度ということで、近年の乳幼児発達研究によりますと、母親による育児のみが子どもの発達にいい影響を与えるわけではなく、専門家による質の高い保育が適切に与えられることが重要であると指摘されるようになった。

先進地でありますスウェーデンでも、保育所に通う子どもの社会性の発達がよいことから、1980年代に保育の普遍的な必要性が認識されるようになった。90年代後半には、保育を福祉から教育へと移管し、今日では親の育休明けから全ての子どもに保育、教育を保障する仕組みになっている。フランスでは、歴史的に就学前教育システムの広範な展開があり、3歳からは国家が保障する無償の幼児学校に全ての子どもが入ることができ、3歳未満では保育所や託児所、家庭的保育者などの多様な保育制度を整えている。また、両国とも、学校には学童保育が併設されている。このような公的な教育、保育保障のもとに育児の社会化は当然のこととされており、母子関係に封じ込められない開かれた育児環境がある。

日本でも、保育の拡充を求める声は次第に高まり、現在、幼稚園と保育所の統合を目指した総合

こども園の提案や地域の実情に即した新しい地域子育てシステムの計画が進んでいる。しかし、スウェーデンやフランスと比較すると、未来社会を担う子どもの保育や教育に対する社会的投資はまだ低いと言わざるを得ない。こんな発表といえますか、大学の先生がこんなことを言ってみえます。

今度、幼稚園になります。幼稚園では、今度、通常保育時間が11時間とたくさんありますし、留守家庭教室も小学3年生までから小学校に就学している児童に拡充されます。この時間を本当に子どもたちが有効に過ごすことも、今、共働きの親さんにとっては大切なことかなと、こんなことを思います。本当にこれは、市単独の問題ではなくて、国の制度を変えないとできない問題かもしれませんが、これに対して、本巢市はもう少しお金をかけて投資をしてはどうかと、こんなことを私は思っております。

今、ちょうど保育園に行く孫が私のところにおりまして、孫が帰ってきてから、長いことテレビを見ていますので、子守をしながら、余りテレビばかり見てはあかんで、将棋でもやってみようかなと思って、ちょっと相手をしておりました。私、将棋はへぼですので、全然できませんが、孫がどんどん強くなってきて、ちょっと手を抜くと、逆に負けてしまうというような、こんなことを思っております。保育園にたまに迎えに行くこともあるんですが、自由保育の時間で保護者が来るのを子どもたちは楽しく、同じ友達と遊んで待っておるわけですね。これも大切なことかなと思いますが、延長保育や留守家庭のこの時間を有効に、外部から地域のお年寄りなり、先生なり、また講師を雇ってもらってもいいんですが、そんな時間に市がしていただけると、またいろんなことができると思うんですね。子どもたちには、習字とか、絵を描くこととか、パソコンを使った学習とか、また英語のできる人が見えれば、子どもたちは自然と英語を覚えますね。そんな子どもたちの素質を伸ばしてあげるといって本巢市は投資をしてはどうかと、こんなことを思います。これは市のやることではないと市長が言われれば、それだけの話なんです。私はそんなことを、こんな大事な時間を子どもたちにつくってあげて、お金も多少かかることですので、市がやっていただけるなら、今よりは安心して、保育、教育をしながら、働くお母さん、お父さんに安心感を持っていただいて、より一生懸命に働いていただく。これも子育ての一環かなあと、こんなことを思います。

これは質問ではありませんので、私の思いを言っただけでありますので、市長さん、ちょっと心の隅に置いていただければありがたいなあと、こんなことを思っております。

そんなことで、子ども・子育てに関する質問は終わらせていただきます。

次の、国の施策の地方創生に対する考えについてをお尋ねしたいと思います。

地方の人口減少問題が国の主要課題として認識され、政府は新組織を発足し、ビジョン策定に着手しまして、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、地方の創生と問題克服に向けた施策を進めております。総合戦略は2015年を初年度とし、5カ年の政策目標や基本的方向、具体的な施策が示されています。

一方、各地方においては、目標を実現するために、地方版総合戦略を策定し、国の許可を得る仕組みになっております。



このことで、本巢市の将来を考えますと、国の政策は大いに希望が持てるものですが、総合戦略は5カ年とされ、過剰な投資は期限が終了した後に負担増にならないかと、こんな不安も残ります。

ことしじゅうに地方版総合戦略を策定し、申請しないと補助金が来ないとの危惧もされておりますが、もちろん私も補助金をもらうためには、立派な事業の計画を策定されていくことが大切と考えております。このことについて、先ほど道下議員の答弁の中で市長のいろんな考えをお聞きしましたが、改めて、地方版総合戦略の方向性について、市長にお聞きしたいと思います。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、市の地方版総合戦略の方向性というお尋ねにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど来、道下議員のときにもお話ししておりまして、少し重複する部分があるかと思っておりますけれども、お答えをさせていただきたいと思っております。

昨年末にまち・ひと・しごと創生法が制定されまして、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン、またまち・ひと・しごと創生総合戦略というのが国において策定されたところでもございます。

この国の総合戦略におきましては、基本目標を、地方における安定した雇用を創出する。2つ目に、地方への新しい人の流れをつくるということ。それから3つ目は、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるということ。それから4つ目に、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するといったしております。

また、これを受けまして、地方版の総合戦略につきましても、国の総合戦略に準じ策定に努めることとされておりますので、本巢市の地方版の総合戦略の方向というのは、国の総合戦略に準じて策定をしていきたいというふうに考えております。

また、今回は、この目標を達成するための具体的な施策を検討するに当たりまして、幅広い年齢層の市民を対象にしたアンケートを実施いたしますとともに、国のほうからも要請されておりますけれども、産業界、行政、教育、金融、労働、メディアなど幅広いメンバーによります本巢市総合戦略策定推進委員会というものを設置いたしまして、幅広く御意見をいただきながら、総合戦略を策定してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

**○議長（黒田芳弘君）**

若原敏郎君。

**○13番（若原敏郎君）**

先ほどもお聞きしておりますので、この件につきましては、市長が大変考えておられるようですので、これで済ませたいと思います。

それで、皆さんも御存じかなと思いますけど、先進的な取り組みをされているところがあります。

本当にかねてから、先ほど道下議員の中にもありましたが、テレビでも放映されておりました。この3月の自民党の大会の前日の政策シンポジウムの中でも3カ所が招かれて、紹介されていたようですが、島根県隠岐郡の海士町、山内町長ですか、かつては財政事情が悪い町として知られていましたが、山内町長のリーダーシップにより、町の職員や町民が一体となり、地域の再生の成功例として注目をされております。役場は住民サービス総合株式会社と位置づけ、職員の意識改革に着手してから、地域経営も企業経営も同じとの考えから、行財政改革を強力に進める一方で、攻めの戦略として、地域資源を生かした新たな産業の創出を進めたと紹介されておりました。

また、鹿児島県大島郡伊仙町の大久保町長ですが、これもよくやっておりますが、長寿・子宝の町として知られております。平成26年1月の合計特殊出生率は2.81と、2期連続日本一。町長は、要因の1つについては、授かりものである子どもは全ての人にとっての宝という考え方が地域に根づいている。安心して子育てできる、血縁を超えた支援の手などがあるという見解であるということですね。一地域への人口集中を避けるために、児童数が減った小学校の存続が重要として、その近くに町営住宅を建設し、子育て世代に同居を促している。これも住民の協力がなければできないことなんだなあと。その意識も大切だなあと、こんなことも思っております。

もう1つありまして、山口県の萩市樽屋町、萩大島船団丸の代表の坪内知佳さんです。これもテレビでやっておりましたが、同島の基幹産業である漁業の衰退を食い止めるため、第6次産業化に取り組んでいる。品質の高いブランド魚を、市場を介さずに直接顧客に届けるということですね。漁協との調整や出荷ルートの確保、販売開拓まで手がける1次産業の持っている伸び代を伸ばすことで、地方創生を実現したいという気持ちで、若い、多分30歳ぐらいだと思いますが、坪内知佳さんという方が頑張っておるという、そういうことが紹介されました。

こうしたことから、地方創生は、こうしたリーダーの考え方、統率力、それに周りの人の協力と多少の資金が合致したときに進むものであって、補助金などのお金ばかりが先行すると後が続かないんじゃないかなと私は感じております。

先ほども言いましたが、補助金、交付金をいただくために、計画を立てて、先に手を挙げなあかんという、こんな考え方は、それもやはり大切なことだと思いますが、今、手が3つ挙がりましたが、地方のこうしたリーダーと、それに周りの方が協力していくという、こうした進め方がベターだと私は思うんですが、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

**○議長（黒田芳弘君）**

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

今回の地方創生に関連して、補助金縛りで事業展開することはどうだろうというお話でございます。

基本的には、御意見、私も全くそのとおりでというふうに思っています。後年度の負担になるような、そしてまた補助金を目当てに事業をやっていくということは、将来のことを考えると、やっぱりここでは自粛すべきではないかなというふうに思っております。

今回の地方版の総合戦略というのは、一番大きいのは、国も地方もそうですが、人口がどんどん減少しているということで、何とか人口減少を食い止めよう。その原因が東京一極集中であり、また地方に働く場がなくて、そこからどんどん人口が減少しているよというような、大きな分析の結果が出ているわけですが、そういうことを避けるためにということで、今回、地方において、それぞれの地方の人口の現状分析、そしてまた人口の将来展望というものをまずしっかりと、これ地方人口ビジョンというんですけど、これをしっかりとまずつくりなさいよ。それに基づいて、先ほどお答え申し上げた4つの基本目標に向かって、2015年から2019年までの5カ年間で実施する具体的な施策を盛り込んだ戦略をつくりなさいと、こういうふうになっております。

今回策定する政策というのは、従来の縦割りとか、全国一律の手法、またばらまき、また表面的な施策とか短期的な施策というものは排除しまして、先ほど来お答えしましたように、自立性とか将来性、地域性、直接性、特に5つ目の結果重視という、5つの政策原則に基づいて、施策を総合戦略の中で展開しなさいよというふうになっております。特に、先ほど来お答え申し上げていますように、結果重視ということで、具体的な数値目標を設定して、その目標に向かって政策を実行しなさい。そして、終わった後、効果の検証を行うということが今回の総合戦略では求められておまして、そういったことから、昔やりましたような総花的、またばらまきというようなことをやっていくことはなかなか困難で、やはり数値目標がしっかりと設定できて、効果の検証をできる施策というのが今回の総合戦略の中心になってまいるというふうに思っております。

そういうことをやっていくために、幅広くいろいろ御意見をお聞きしようということで、産官学金労言、いわゆる産業界、行政、それから学ですね。大学等も含めて、そういった方々に参加していただいて、その知恵をいただきながら、事業内容というものをしっかりと精査して、後年度に過大な負担とならないような、そういう事業を総合戦略の中で策定していこうというふうになっておまして、心して、ばらまきにならないように、そしてまた後年度に大きな負担とならないように、そしてまた過大な施設をつくって、ハード、今回、この総合戦略の中ではハードがどうのというのは今回対象にはなっておりませんので、どちらかというソフト中心の地域で知恵を出してやっていくということに重きが置かれておりますので、そういった面からすると、大きな事業負担が後に出てくるということはなく、ただ政策、ソフト戦略になりましても、これから5年間という計画でありますけれども、実際はまだまだこれからもずっと、先ほどありますように、将来性ということを考えてときに、長年取り組んでいかなきゃならない課題になりますので、こういうものをしっかりとやっていくとなると、国の制度が終わった後も、その後、経常経費という形でずっとはね返ってくる、そういうおそれもありますので、事業の選択に当たっては経常経費に大きなはね返りがないように、と言いながらも、効果の出る、そしてまた人口減少なんかにもつながるような、そんなような政策に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

[13番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございました。これで質問を終わりたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

暫時休憩いたします。10分休憩します。

午後3時31分 休憩

---

午後3時41分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続きまして、17番 大西徳三郎君の発言を許します。

○17番（大西徳三郎君）

時間も大分押してきましたので、簡単というわけにもいきませんが、3点通告してありますので、順次質問していきたいと思っております。

1点目の地方創生の推進についてということで、この質問については、道下議員、先ほどの若原議員とお2人が質問され、またそれに市長以下、執行部も答弁されたということで、しかし、私も一応通告してありますので、これを抜いてやるわけにいかんかなと思ったりするわけですので、このことについては、12月にも地方創生についていち早く質問したということもありまして、その12月のそのときの市長と僕とのやりとりとしては、知恵比べということで、そのとき市長は、知恵比べに勝ち抜くために、職員一丸となって知恵を出して取り組みたいという、そんなような答えがあったということで、そんなことで12月は終わってきたかと思っています。

それから、国においても、県においても、いろんなことで情報が出てきて、地方創生について早くいい総合戦略をつくりなさいということが昨今の状況になってきておるかと思っています。

通告してあるとおりであります。地方創生、成就の道は、地方がみずから考え、行動して、変革を起こすことが重要だと言われていますが、地方版総合戦略の成否は3つの視点が鍵と言われております。

そこで、3つの視点ということで、これは共同通信社の編集委員の人が新聞に発表したことであります。1つが女性、その次が若者、それから民間のパワーということであります。言われや、そのとおりかなと思いますし、市長の答弁でも、いろんな各分野の人の意見を吸い上げてつくっていくということで、このこともそのように進んでいくのかなと思っております。

そこで、市長に通告してありますので、今のことについて、一応答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本巣市総合戦略をどのように策定していく考えかということについての御質問にお答

え申し上げたいと思います。

また、再度申し上げますけれども、重複するかもわかりませんが、ちょっと耳をおかしいただきたいというふうに思っております。

急速な少子・高齢化による人口減少に歯どめをかけるとともに、首都圏への人口集中の是正を進めるため、昨年末、まち・ひと・しごと創生法が制定されまして、国の長期ビジョンと総合戦略というのが策定されたところでもございます。

国の総合戦略につきましては、3月2日の全協の場でも御説明いたしましたし、そして、先ほど若原議員にもお答え申し上げましたように、基本目標が4つありまして、1つ目が、地方における安定した雇用を創出する。2つ目が、地方への新しい人の流れをつくる。3つ目は、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。4つ目が、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するというところで、この4つの目標を立てて、それぞれこの目標を達成するための政策パッケージというのを国のほうでも策定し、進めることといたしております。

また、今回、議論の中心になっています地方創生、いわゆる地方版の総合戦略につきましても、この国の4つの基本目標、そしてまた人口戦略、長期ビジョンに準じて策定を下さいよというふうになっておりまして、国の総合戦略に準じて策定をしていくことになっております。

先ほど大西議員から御指摘いただきましたように、地方版の総合戦略の成否というのは、やっぱり女性、若者、何といたっても大事でございまして、女性の目線、役割、また若者の意見に耳を傾ける。そしてまた、民間のパワーを使うという3つの視点というのは、これはもう大変重要な視点でありまして、鍵になる。これから総合戦略の成否はやっぱりこの3つの視点にしっかり取り組まなければならない。成否はこれが鍵を握っていると言っても過言ではないんじゃないかというふうに思っております。

そういったことで、若者の意見に耳を傾ける、女性の云々ということでもありますけれども、学生等も含めて、若い方々の御意見、そしてまた地域で地域活性化なんか一生懸命取り組んでいる民間のそういったパワー、そういうことをやっている方もぜひこういった策定委員会に入っていて、そういった方々からの御意見をしっかり伺いながら、幅広く議論を聞かせて、総合戦略を策定していきたいというふうに思っております。

と同時に、総花的、また抽象的なことでの施策じゃなくて、先ほどお答え申し上げましたように、今回の総合戦略は数値目標をしっかりと設定して、その後の効果の検証もできる、そういう政策を盛り込んで、総合戦略をつくりなさいとなっていますので、ぜひそういった方々の御意見の中で、数値目標、そしてまた効果の検証もできる政策というのをしっかりと選択しながら、計画の中に盛り込んで実施していきたいというふうに思っております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

これから総合戦略を策定していくということでありますが、僕の浅知恵の頭ではなかなかあれですけど、これから戦略を策定していく段階において、僕は目玉が必要かなと思っております。

それで、次の2番目の工業団地のことも、これも私の考え方で、工業団地も地方創生にうってつけの新たな工業団地構想かなと、そんなことも思っています。

もう1つは、樽見鉄道かなと思います。これは、午前中、安藤議員が質問されましたけど、樽見鉄道をいかに総合戦略へ取り入れて、樽見鉄道をいかに変えていくかということも大事な目玉になっていくのかなと思っております。

安藤議員とは別に打ち合わせも何もしておりませんが、やっぱり樽見鉄道をいかに本巣市、北部とか、移住・定住、これからそういうことを考えるわけですけど、どうしても樽見鉄道を抜きにしては語れないのではないかと思います。

それで、今の樽見鉄道の状況を見ておったら、何もそうは変わらないということで、先ほど安藤議員が言ったことに私なりにもうちょっとつけ加えて言いますと、パーク・アンド・ライドということで、車で駅へ行って、車をとめて、樽見鉄道に乗って、それから、安藤議員が言っておる新駅について、素早く名古屋方面へ行けるというふうなことが理想的かなと思っております。パーク・アンド・ライドも取り入れて、また新駅に向かってということで、我々本巣が幾らわあわあ言っても、肝心の瑞穂市が何もしなかったら、これは絵に描いた餅になってしまいます。しかし、もともと瑞穂市、特に旧巣南町時代から新駅の構想がありまして、そのことはやっぱり根底にずっとあると思っております。それを我々本巣市がいろんなことで働きかけて、瑞穂市と一緒に新駅、また樽見鉄道をそこの新駅に結んでいくという広域的な行政に向かうのが本巣市の大事なこれからの務め、仕事ではないかと思っております。

このことも12月議会で、藤原市長からも、僕は合併のどこまで言いましたけど、合併に近い形でも広域行政をしっかりやれば、広域行政がうまくいくのではないかと。また、広域行政が大事だということも市長も言われておりました。そんなようなことから、広域行政、特に瑞穂と本巣市との広域行政ということで、この樽見鉄道について、新駅に樽見鉄道をつないでいくということを目玉にしていくのが僕は非常にいいのではないかと、そんなことを思っております。そのことについて、市長、お考えがありましたらお願いします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問につきましては通告外というふうに認められますが、執行部は答弁されますか。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

想定外というんですか、御質問でございますけれども、お答え申し上げたいと思います。

この後の工業団地の話もありますけれども、地域を活性化する。そして、ここに移住・定住をしっかりしていくためには、やはり働く場をつくるということが、先ほど安藤議員のときにもお答えを申し上げていますが、大事なことでありまして、今回も働く場のできるようなこと、何と

いっても、今回の総合戦略の一番の目標は人口減に対する対策ということですので、人口減少を食い止める対策をやっていくということですから、その中に工業団地なんかで工場をつくって、働く場をつくって、定住を働きかける。そしてまた、それに合わせて若い方が住んでいただいた中で、子育てをしっかりとやれるような政策をそこに織り込んでいくというようなことになろうかと思えますし、また住んでいる方々がこの市内だけで全部カバーできるわけではありませんので、市外に働きに出られるとなると、やはり交通の便のいいところで、働く場にも気軽に行ける。そしてまた、通勤も楽だというようなことを考えると、先ほど安藤議員のときにもお話がありましたように、樽見鉄道の問題もぜひ東海道線にくっつくことによって利便性が向上するというところで、この本巣地域への定住の増加につながっていくというふうに私も思っております。

樽見鉄道の問題は、前にも御質問がございまして、瑞穂の堀市長ともどもにJR東海の本社のほうにお邪魔をして、新駅の話につきましてもいろいろお話もさせていただきました。これからも瑞穂市と協調しながら、堀市長とも協力しながら、新駅がもし可能ならば、新駅の設置に向けてお互いに協力しながらやっていきたいなというふうに思っております。

これからはやっぱり広域行政というのはどこまでいっても大事でございます。鉄道もそうですし、道路もやはり隣町と連結した道路整備というのもやっていくことがやっぱり必要だろうと。隣町に行ったら、そこで道路が切れるというんじゃなくて、道路もできるだけ隣町とも連携をとりながらやっていける。そういうふうに交通の便のよさというのも、これから定住を進める上での大きな武器になる。そして、大きな魅力にもなるというふうに思っていますので、この2つのことにつきましてもこれから積極的にまた取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔17番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

通告外のこととちょっとひんしゆくを買いましたけど、市長はそれなりにしっかり答弁していただいたし、市長の考えもわかったということで、大変今安堵しておりますし、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次、2番に行きます。

新たな工業団地計画ということであります。

1月早々に、岐阜県が工業用地開発を加速ということで、ちょっと新聞記事を読ませていただきますけど、県は、新年度、企業誘致政策を強化する。2020年までに新たに300ヘクタールの工業用地の開発を目標に、開発事業の主体である市町村などを支援するというところで、るる書いてあります。要は、今後5年間で300ヘクタール、企業誘致、市町村が手を挙げれば、応援していくというふうに書いてあります。

幸い我が本巣市におきまして、屋井の工業団地が今、一番北のギフ加藤製作所が今本当に大きな工場を建てて、これから立派に操業していつってくれるかなと思ったりするわけです。しかし、これ

をストップするのではなく、せっかく県がこのように300ヘクタールまで応援しますよと言っている以上、本巢市も黙って指をくわえておるのではやっぱりだめかなと思います。

ちょうど12月のときに市長の答弁が、今の一番問題は農地法であるということと言われました。農地2ヘクタール以上については国の許可が要るということで、2ヘクタール以下しかいけないということで、そのような答弁をされたと思います。

これも新聞報道されまして、閣議決定したことであります。ちょっとこれも読みます。

4ヘクタールを超える農地転用は、農林水産省と協議の上、都道府県が許可。2ヘクタールを超え、4ヘクタール以下は都道府県が許可する際の農水省との事前協議を廃止。農水省の指定を受けた市町村は、都道府県と同じ権限を持てる。もう1つは、不適切な許可をした場合、農水省は市町村に指定を取り消せるという、これらの4つ、農地転用改革のポイントということで決まって、これが閣議決定をされております。

このことから言うと、市長が前、2ヘクタール以上のあれはなかなか難しいから、新たに工業団地をつくっていくのは難しいということであったと思います。

それで、質問させていただくのは、きょうは副市長、土地開発公社の理事長という立場で答えてもらおうかなと思いますけど、新たな工業団地について、ちょっと重複しますが、県は、企業進出をさらに促そうと、今後5年間で工場の建設用地を新たに300ヘクタール整備する方針。国においても、農地転用について、許可権限を地方に移譲する改革案も示されています。本市においては、積極的に新たな工業団地計画を現存する団地の隣接地に計画してはと思いますが、お考えはということで、答弁をお願いします。

#### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

#### ○副市長（石川博紀君）

それでは、新たな工業団地の計画についての御質問にお答えをさせていただきます。

企業誘致につきましては、市の産業の活性化を担うとともに、税収の確保、また先ほどから市長の答弁にございましたように、人口減に対する対策としての雇用の創出、そういった市の発展に寄与するものでございまして、東海環状自動車道糸貫インターチェンジの完成を見据えて、平成21年度に造成しました屋井工業団地に、現在、6区画のうち5区画に4社の企業が進出しておりまして、残り1区画というふうになっておる状況でございます。

また、岐阜県におきましても、今年度、上半期の工場立地件数につきましては、近年では最高の36件ということで、供給できる工場用地は前年度末で68ヘクタールと、3年前と比べて半減しているということから、東海環状自動車道西回りルート完成予定の平成32年度までに、新たに300ヘクタールの工場用地の開発を目標として、市町村等を支援していくということでございます。

本市におきましても、こうした状況を踏まえまして、市内の工業団地の空き区画も少ないということから、今後の企業誘致の受け皿として、新たな工業団地を確保することは必要であるというふ



うに考えております。

議員の新たな工業団地を既存の団地の隣接地につくってはどうかということもございますが、現在では、工業団地の造成に必要なまとまった用地を確保することは困難でございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、国におきましては、農地転用の許可権限が、2ヘクタールを超え、4ヘクタール以下については国との協議が廃止されて、都道府県の許可となるという農地制度の見直しが進められているということでございますので、まずは既存の工業団地に隣接して、小規模な工場用地を確保することなどを検討していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、新たな工業団地を造成する場合には、建築規制に関する都市計画等の見直しも必要であるということから、新年度から3カ年をかけまして見直しをいたします予定の市の都市計画マスタープラン及び平成32年度に予定されております県の都市計画区域マスタープランの見直しの時期に合わせまして検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

僕の言わんとすることは大体伝わっておるかなと思っております。

都市計画と農地法、この2つがネックになっておったし、現実もそうかなと思いますし、この都市計画については、これも12月に、私、一般質問をやりましたけど、とにかく都市計画のマスタープランを5年後に向けて変更というか、見直しをしていくということをして市長もそのように言われておりますので、そうなるだろうと思います。しかし、やることはやっていかなきゃならんということで、例えば隣接地と言いましたけど、今、本巢市、我々の近くで言えば、屋井の工業団地がありまして、その南に旧真正町の根尾川沿いに工業団地があるということで、本当に優良企業の一丸ファルコスさんという会社がありますけど、その南の区画が道路と道路、またその1画1画が、例えば一番北の区画が1万5,596平米、その次の区画が1万7,632平米、3つ目が1万4,746ヘクタールということで、3つ足したら大きい数字になってしまいますけど、一つ一つ潰していけば、全てが簡単というか、農地法におきましては、比較的許可を得ていくのが楽かなと思っておりますし、ちょうどこれ道路と道路の間ですので、その東はまだ農地があって、家はちょっと離れておりますので、そこなんかは非常にいい適地ではないかと思っております。

また、もう1つ、真正のことばかり言いますが、十四条と小柿の間にも工業団地があって、その周りでもほとんど家がなくて、田んぼばかりであるということで、比較的、既存の工業団地の隣接地に新たな工業団地の計画ができるのではないかということで、今からそういうことを計画して、今の副市長の答弁だと、それに向かって進めていきたいということをお聞きしましたけど、現実的に5年といっても、順番順番に年がたっていきますので、順番に進めていっていただけるといいか

など思っております。

都市計画につきましては見直しをしていくということで、本巢市全体の都市計画を見直していくんでしょうけど、特に緩やかな都市計画にしてほしいということも12月に言いましたけど、市長もそんなようなお考えであったし、特に工業団地、若者の働く場所を多くつくる。そうすれば、人も集まってくるし、人も周りに住んでもらえるということで、特に北部地域においては移住とか定住対策をやっておりますけど、南部につきましてはいい条件がそろっておるわけですね。今言っておる場所なんかにおきましては、大野神戸インターと糸貫インターのちょうど間にありますし、また堤防道路も使えますし、岐阜関ヶ原線も今4車線に向けて整備しておるということで、本当に立地条件とか、そういうことではこれほどうってつけの場所はないのではないかと我々は思うわけですけど、先ほどそれに向かってやるということでは言われましたので、あんまりわあわあ言わなくてもいいんでしょうけど、特に本巢市の人口が全体に減るんだったら、南部で元気に活力あるふうにして、本巢市の人口も減らないように支えていく。また、若者とか、いろんな人が入ってきて、いい市にしていく。そんなようなことが理想的ではないかと思っております。

こういう言い方をするとあれですけど、住みよさランキングで常にトップでありますけど、本当に住みよさランクはそんな上位かなと。上位に入るような本巢市かなと。我々、いろんなところでお話しすると、皆さんが首をかしげて、そうなのということを言われます。確かにランキングは上位かもわかりませんが、現実に住んでおる人にとってみれば、住みよさランキングが全国で上位なんていうことは考えられんとか、信じられんと、そんなようなことを言われるのが常かなと思っております。

そんなようなことから、我々、南部に住む者にとっては、とにかく南部で本巢市を引っ張っていくというふうな、それぐらいのことができるのではないかと、そのようなことを思っております。そのようなことから、総合的に、市長、私が言っていることに対していかがですか。括弧で市長と書いてありますので、感想というか、そういうことで、市長、お願いします。

**○議長（黒田芳弘君）**

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

先ほど来、1番目のときにもお答え申し上げましたように、人口減少対策というのに必要なのは、やっぱり若者の働く場所をつくるということで、工業団地ですね。工場誘致をしっかりとやっていくことが必要だと。働く場をつくっていくということがまず第一だということと同時に、そこに住んでいる若い御夫婦が子育てに安心できるということで、子育て支援、教育環境の整備ということができて、初めていい場所になると思いますし、また交通の便利ですね。どこに行くのを交通の便利がいいということ。こういう3つのいろんな条件がなくなると、なかなか人口が定住化していかないかなという思いもいたしております。

先ほど来、大西議員のおっしゃっておるようなことにつきましては、私もそういう方向が大事なことだなというふうに思っております。

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

続きまして、3番目に移ります。

土曜授業についてであります。

土曜授業、正直言って、私、孫が小学校をことし卒業しますけど、土曜授業なんてあったかなというふうなことで、あんまりよくわからないし、ちょっと知らなかったわけで、たまたま新聞の記事において、岐阜市の教育委員会が才能を伸ばす土曜授業というふうに出ておったので、ぱっと思っ、今回、ぱくったわけでもありませんが、そのことを利用して、ちょっと質問させていただきたいと思います。

土曜日の授業は教育委員会の判断でできるように緩和されています。岐阜市は新年度、数学や理科、スポーツなどの各分野が得意な生徒を集めた土曜授業を開く方針です。本市における現状はどうか、まずその点を教えてほしいと思います。

また、北部の学校、根尾中、根尾小、外山小の3校を南部の学校との合同授業等を土曜日に取り入れる試みをしてはどうかということで、教育長にお聞きをしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、ただいま土曜授業ということで御質問がございましたので、お答えをさせていただきますと思います。

最初に、大西議員おっしゃられました、今年度、そういうのがあったのかということでございますけれども、今年度、本巣市の全ての小学校・中学校そろって、各学期1回ということで、まず行わせていただいたところでございますので、最初に申し上げたいというふうに思っておりますし、本年度、県内でスタートしたところでございますが、本巣市、山県市、そして岐阜市、この3市だけでございます。まだまだ少数でございますが、来年度はもう少しふえる状況でございますけれども、この本巣市でございますが、先ほど各学期1回ずつ、3回行ってきたということをお願いしたんですが、来年度につきましては、エアコンも設置していただきましたので、夏休みを2日ほど短縮をさせていただきます、そういう分も含めまして、実質9回ほど実施をさせていただく予定でございます。

9回とか、8回とか、回数をお伺いになれますと、大変少ないというふうにお感じになられるかもしれませんが、これ大変難しゅうございまして、県のほうも教員の勤務状況の条件をいかに緩和するのか。どうやって土曜日の分を保障するのかという問題もございまして、上限ですね。

大体、他県も含めまして、10回までいくところはまず少ないかなというふうに思っているところがございますので、ちょっと蛇足ではございますけれども御説明をさせていただいたところがございます。

本巢市の行います土曜授業の特徴でございますけれども、これは岐阜市とちょっと異なっております。岐阜市の場合には、学校によりまして、希望者だけを土曜日授業をやりますよということで来させる。ですから、希望していない子は学校に来ないようなところもございます。

それから、先ほど議員おっしゃられましたように、理科とか数学、そしてスポーツ関係でございますけれども、得意な分野、そういう子どもたちを各学校一、二名ずつ集めまして、そして一部の子どもに焦点を当てた英才教育を行う。これが来年度、岐阜市で実施されるものとして掲載されたというふうに思っておりますけれども、本巢市の場合にはそういう土曜授業ではなくて、市内全ての小・中学校の子どもたちの出席を義務づけまして、必ず学校に来させて、そして、1週間の授業時数をふやすことによりまして、基礎学力の定着、そして学力向上を目的として行う土曜授業でございます。

この理由でございますけれども、小学校におきましては平成23年から、そして中学校におきましては24年から新しい学習指導要領が実施されまして、教科書も3倍ほどに分厚くなりまして、内容も多くなったわけでございますが、実際の授業時数も、それ以前と比べますと、小学校で6年間かけて278時間ほどふえております。それから、中学校のほうでございますけれども、3年間で105時間ほどふえているわけで、今までの土曜を入れずに行ってまいりますと、子どもたちに対する負担、1日に行います授業の時数、子どもたち、これだけの時数がふえているわけでございますので、対応するのが大変難しい。そういうことも含めまして、そもそもこの土曜授業で時間を少しでもふやしたい、そういう願いもございまして導入をされてきたものでございます。

本巢市は、本来のその目的に焦点を当てて土曜授業を行っていかうということで、校長会とも話し合いを進めて、先ほどお話しございましたように、本年度から教育委員会が認めることができるようになりましたので、早速条件整備の問題等の発生も調査しながらの実施ということで、行い始めたところがございます。

そういう中身でございますけれども、それ以外に、土曜日に総合的な学習とか、それから生活科とか、そういうのを持ってまいります、ふだんのところの教科の授業を多くとりたい。そして、土曜日に持ってきたところでは、今、総合的な学習と申しあげましたんですが、地域の方々のお力をおかりしたり、そして、親さん方にも授業を見ていただく。さらには、家庭での学習もとても大事なことです。学校から情報を提供させていただいて、そして、その家庭教育の重要性についても啓発を行っていく。そういうような土曜授業を行ってまいります。

もう1つ、2つ目でございますけれども、御提案いただきました北部と南部の合同授業、学校の土曜授業においてこれを行ったらどうかという御提案についてでございますけれども、現在始めております根尾中学校と本巢中学校の間でのライブ中継システムを活用しました合同授業を来年度は根尾小学校と外山小学校にも拡大する予定でもございますので、まずはこれらライブ中継システム

を活用しております学校間において、実際に子どもたちが移動して、画面を通して触れ合うということだけではなくて、じかに触れ合う合同授業が土曜日に行うことができるよう、御提案いただきました方向で検討をしてみたい、そんなふうに思っているところがございますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

[17番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

私も、本巢中学校で、根尾中学校とのライブ中継の授業を参観というか、見せていただきました。そのときに一番思ったのは、今の時代だから、電子黒板とかなんとかを使って、ライブ中継すれば、それはいいんですけど、こんなことだったら、一緒に授業をしたほうがいいのではないかと。要は北部の学校の生徒にしてみれば、いずれは高校に行けば大きな教室で一緒に当然勉強するわけですけど、やっぱり小さいうちから、ふだんは仕方がないにしても、土曜日授業をやるんであったら、合同授業というものを取り入れて、小さいうちから、高校へ行く前にそういうことを経験もさせてやるのが、僕はライブ授業を見たときにずっとそのことを思ったわけですね。だから、今の時代だから、こうもできますよということで今やってみえるんだけど、実際に合同で授業をやる。そういうことが子どもたちの育成というか、心の発達とか、いろんなことにおいて、僕はそういうことも取り入れていくのがやっぱり必要であるなど、そのことを思ったわけで、たまたまこういうことにひっかけてやったわけですけど、そういうことを検討するというのを教育長が言われておりますので、ぜひともこれ実現していただいて、北部は北部で、少人数の学校でいいところもありますし、南部は南部で、子どもたち、教室がいっぱい、それもいいところもあり、そのことはわかりますけど、やっぱりそういうことも北部の生徒、児童たちに今から経験させるのも必要かなと、そんなことを思って質問させていただきました。検討されるということですので、ぜひとも取り組んでいただきたい、そんなことを思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、通告してあります5点について、順次質問いたします。

まず、第1番目は、障害者等の移送手段の確保についてという課題であります。

これについては以前も質問したことがありますけれども、市の地域福祉計画に移送サービスというのが明記をされています。この移送サービスを中心になって担ってまいりましたNPOわかばがこの3月で活動停止をするという状況になっています。この間のわかばの活動状況を見ますと、24年度1,500人、25年度2,000人の利用があったということでありまして。こうした利用者、わかばの撤退というのは非常に大きな影響を及ぼしてまいります。

これに対して、市としてどう対応していくのか、このことが今問われているわけでありまして。その点の考えをお伺いしたいわけでありましてけれども、これまで、わかばは基本的に障害者を対象としてまいりました。けれども、市の地域福祉計画で言う移送サービスの対象は障害者だけではなくて、高齢者も含んでいます。だから、両方あわせた形での市の考えをお伺いしたいというふうに思っています。

新年度予算では、重度障害者タクシー利用助成というのが計上されています。これは、わかばの思ってもいない撤退という状況を受けて、緊急の、そして当面の措置として、まずタクシー利用助成というのを取り入れられたらというふうに思いますが、それはそれで一つの前進だとは思いますが、地域福祉計画を推進していくという立場から考えれば、これではまだまだ不十分だということは共通認識になると思うんですね。そういった状況の中で、このタクシー助成を推進するとあわせて、市として、この移送サービスをどう考えていくのか、どう取り組んでいくのか、見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

それでは、御質問の障害者等の移送手段の確保についてにお答えをいたします。

NPO法人もとす移送サービスわかばは、平成17年7月の設立以来、障害を持つ方の通院、また事業所への送迎、地域社会活動への参加等の外出支援のために多くの方を移送され、障害者を援助する役割を担っていただきました。しかしながら、諸般の事情により、平成27年3月末をもって、NPO法人わかばは移送サービス事業から撤退をされることになり、利用者には多大なる影響が考えられ、事態を危惧しております。

そこで、市では新年度予算に、在宅の重度障害者を対象とし、1回の乗車につき700円、年間24回まで利用できるタクシーチケット助成事業を計上しております。このことによって、障害者の経済負担を減らすとともに、自立と社会参加の促進を図ってまいります。

また、福祉有償運送事業につきましては、今後、社会福祉協議会等関係機関と連携をし、高齢者等も含めた通院等への支援のため、新たな移動手段を協議してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

**○議長（黒田芳弘君）**

鵜飼静雄君。

**○18番（鵜飼静雄君）**

今の答弁でおおむね結構だというふうに考えています。あとは時期の問題になってまいりますね。今すぐ答えられることはなかなか難しいと思うので、ただ、半年先になるのか、あるいは1年先になるのか、いずれにしても、なるべく早期に新しい方向が見出せるように検討を進めてほしいと

いうふうに思います。

念のために申し上げておきますと、地域福祉計画の中で優先施策というのが明記されています。高齢者や障害のある人の移動手段の確保というのが優先施策の3番目に上げられています。これは、誰もが気軽に外出し、社会参加できるようにということで、具体的な施策として3つ上げています。1つは、福祉有償運送の推進。この担い手が市、あるいは社会福祉協議会、さらにNPOということで、これが今までわかばが担ってきた部分であります。2つ目は、ボランティア等による移動手段の確保。この主体は市と社会福祉協議会。3つ目が、公共交通機関における利便性の確保。これは市と交通事業者ということで、2番目に申しあげましたボランティア等による移動手段の確保、これが本当にボランティアでいいのかどうかという問題はもちろんありますけれども、いずれにしても、このあたりを市が、あるいは社会福祉協議会と協力しながら推進していく責務を持っているというふうに言えます。

そうしたことを念頭に置きながら、極力早目に方向が出せるよう、林部長については定年でありますので、しっかりと申し送って行ってほしいということを申し上げておきます。

では、2番目に入ります。

これも林健康福祉部長にでございますが、要支援者向けのサービスについてお伺いいたします。

これについては、きょうの1番バッターで高田議員からいろいろ質問がありましたので、ダブリを避けまして、1点に絞って質問したいというふうに考えています。

その1点に絞るとするのは、内容はサービスの低下、これが今、全国で危惧されているのは、明らかにサービスの低下になっていくだろうということを危惧されています。そのことについての考え方、またサービスが低下しないような方策をどう考えていくか、構築していくかということが問われています。この点についての考えをお伺いしたいというふうに思っています。

今度、介護保険制度の、私たちは改悪というふうに申し上げていますが、要支援1、2の人、全国的に言えば170万人いるというふうに言われています。そのサービスの一部を市町村に移行すると。市町村における別の事業になるわけですね。15年度、要するに来年度から実施ということになっておりますけれども、最初の高田議員のときにもございましたように、15年実施はわずか全体の7.2%にすぎない。これは、ほとんどの自治体が非常に戸惑っている、そして困っている、そのあられだというふうに思っています。

今度の改定によって、介護保険の事業から市町村の事業に変わることの一番大きな問題は何かというと、介護保険であれば、例えば予算が足りなくなっても、保険ですから、予算を追加してでも必ず面倒は見てくれます。でも、事業になれば、予算の枠内で対応する。サービスを提供するということが起こり得るわけであります。そのことについて、元厚労省の幹部がこのように言っています。保険給付と事業は全く違う。事業は単なる予算にすぎず、予算が切れたらサービスを打ち切ることも可能です。このように言っています。市町村事業へ移行した場合のそうした懸念に対する考え方、方針についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、質問の懸念に対する考え方と対応方針についてお答えをいたします。

介護予防給付に位置づけられた要介護認定、要支援1及び2の人が利用できる介護予防通所介護及び介護予防訪問介護につきましては、介護保険制度の改正により地域支援事業に移行されても、利用者が現行と同等のサービスを利用できるようにするため、多様なサービスを提供していくことが必要となります。地域支援事業への移行につきましては、もとす広域連合市町、地域包括支援センターと定期的に事業検討会を開催し、サービスの内容、サービスの提供事業者、またサービスの単価、利用者の個人負担などについて、もとす広域連合管内において格差が生じないように協議をし、サービスの提供につきましては、既存の通所介護事業者や訪問介護事業者への事業委託、民間企業、NPOへの委託についても検討してまいります。

また、現在、ふれあいいきいきサロンや、また給食サービスなどにおいて活動していただいている多数の高齢者ボランティアや老人クラブ、またシルバー人材センター、そしてボランティア講座に参加し、ボランティア登録されている方など、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援していきたいと考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

介護報酬が切り下げられ、特に介護予防の分野についてはさらに切り下げられるという状況の中で、これまで介護予防を担ってきた事業者が引き続きこの事業を継続するという保証は、正直言って経営上の問題としてはなかなか考えにくい。撤退する可能性があるというふうに言われています。そうした場合にその担い手をどこに求めるかということで、NPOとか地域というふうになっていますが、NPOはまだしも、地域のボランティアの方々がそれぞれの家庭を訪問したりして、これまでヘルパーが担ってきた、プロが担ってきたそのかわりをするができるかどうかというと、それはほとんど難しいというのが実態だと思うんですね。だから、そういったことを受けて、その担い手をどうしていくのか、あるいは事業者との関係をどうしていくかということも当然ございますが、そのあたりをよく詰めてやっていかなければ、本当に危険な状態が生まれてくる可能性があるなというふうに思っています。

それと、先ほども少し申し上げましたけれども、事業費が国が定めた上限を超えた場合に、結局はサービスの切り下げにつながりかねない懸念が当然ございます。この懸念については、本巢市、あるいは広域連合管内ではそういう事態を生まないように予算措置をするというふうに考えておられるのかどうか。予算措置も含めて、これまでの介護保険で受けていたサービスから後退するようなことはさせないという決意を持っておられるのかどうか、お伺いしたいというふうに思いま



す。

さらに、現在の要支援の認定を受けている人はいいんですけれども、今後、要支援の対象になるであろうという人たちについて、これまでと同じように介護認定を受けることがちゃんと保障されているのかどうか、あわせてお伺いします。

**○議長（黒田芳弘君）**

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

まず、今御質問のまず1点目でございますが、介護報酬の切り下げということで、そのもとで従来のサービス事業者のサービス提供というのが継続してできるかどうかというような御質問だったと思いますが、これにつきましては、介護予防とか、日常生活支援総合事業に移行した場合、今までどおりのサービスの提供が継続されるかは、要支援者に対する通所介護、また訪問介護については、市町が基準、また単価等を設定するということになりますが、今後、これにつきましては、もともとは広域連合管内の2市1町で基準とか単価等、そしてまた利用者負担等々、こういったものにつきまして協議をしていくこととなります。

それと、2点目の事業費が、例えば上限を超えた場合にはどのように対応していくかといったような御質問だったと思いますが、もともとは広域連合からの地域支援事業の収入と、そして利用者負担等により実施をしていくことになるわけでございますが、実際、事業者が安い単価でやってくればいいわけでございますが、事業費が上限を超えた場合は、一般財源の持ち出しというようなこともあるかもしれませんが、現段階でははっきりと断言はできませんので、今後の検討会の中で協議をしていくという形になろうかと思えます。

それと、最後に認定のことでしたね。今後、要支援の対象である人たちの要介護認定は、従来どおり実施をされるのかどうかというようなことでございますが、これにつきましては、従来どおり介護保険の認定を申請された場合は認定調査員でよいということになっております。そして、またもう1つが、今度、市役所の窓口とか、また地域包括支援センターでチェックリストを実施しまして、要支援になる可能性のある方については、地域包括支援センターにおいてアセスメントを行い、対応するという方法の一応2種類がございます。制度上は一応どちらでもよいということになっております。以上でございます。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいま議席番号16番 上谷政明君が退場されましたので、報告をいたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

[18番議員挙手]

鵜飼静雄君。

**○18番（鵜飼静雄君）**

まだ、これからさらに全て協議をしなければならない段階なのでこれ以上は申し上げませんが、ただ念頭に置いておいてほしいのは、今度の介護保険法の改悪というのは、最初に申し上げ

たようにまさに改悪ですね。これまでは、要介護、あるいは要支援、介護認定を受ければ、誰でもちゃんとサービスを受けられるという前提のもとに介護保険料を払ってきておるわけですね。それが、今になって、もう一部分除外しますよというやり方はまさに約束違反です。だから、そういった国の間違ったやり方に、法律ですので市としては従わざるを得ない部分はもちろんありますけれども、その中で、可能な限り、やっぱり市としては、市民の命、暮らし、健康を守る、そういう立場で頑張っしてほしいということを申し上げておきます。

それでは、3番目に入ります。

3番目は、国民健康保険税の是正についてということであります。

国保税は、これまで本則とは別に、附則を活用して対応してまいりましたが、今議会でこれを本則に戻すという条例改正が出ることによって、法制上は本来の形になります。けれども、まだまだ是正すべき点があるというふうに私は思っています。

税金というのは、本来、応能負担というのが原則だろうというふうに思っています。でも、現実には、例えば消費税が所得の少ない人ほど負担が重い逆進性というふうに言われているように、国保税も所得の少ない人ほど負担が重いというのが現実であります。ちなみに試算をしてみますと、例えば40歳から64歳の2人世帯とした場合、本巢市の平均は1.何人というところですので、一応2人世帯とした場合に、所得金額が200万円、この200万円というのは、計算を単純化するために基礎控除の33万円を度外視しておりますので、若干不正確ではありますが、200万円で32万6,700円、所得金額の16.3%になります。300万円の場合は42万5,700円の14.2%、400万円になりますと52万4,700円、13.1%というふうに、だんだんだんだん負担率が少なくなっていく。このように逆進性を持っているというのが明らかであります。

こうなっているその原因というのは、応能割、応益割という2種類の負担割合がありますけれども、その中で応益割というのは、所得があろうとなかろうと、平等に、均一にかかってくる税金であります。この応益割の比率が高ければ高いほど、要するに所得の低い人に負担がかかってくるという仕組みになっています。

さらに、本巢市は資産割がないために、資産のない人にとっては、資産のあるほかの自治体と比べて割高感があるのではないかとというふうにも考えられます。

いずれにしても、所得の少ない人や世帯に重くのしかかる国保税を是正していくということが必要ではないかとというふうに考えておりますが、見解をお伺いします。

#### ○議長（黒田芳弘君）

ただいま議席番号16番 上谷政明君が入場されましたので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

#### ○市民環境部長（片岡俊明君）

それでは、国民健康保険税の是正についてお答えをさせていただきます。

国民健康保険税に関しましては、消費税の増税や景気の回復のおくれなど、こうした影響、被保険者数の減少などにより、収入額は減少傾向にございます。1人当たりの国保税額につきましても毎年減少をしておるところでございます。

また、他の医療保険に加入している方を除いた全ての市民の受け皿としての役割を果たしていません。国保は、近年、年金生活者を初めとする無職者や非正規の被保険者が多く加入をしていることから、低所得者層の占める割合が増大し、非常に厳しい財政運営を迫られる要因となっております。

このような状況の中、被保険者の負担軽減を図るため、平成27年4月から制度改正により、平成26年度に引き続き課税限度額が引き上げられるとともに、保険税の2割・5割軽減の措置が拡充され、低所得者層の負担緩和が講じられることとなっております。

これまで2割軽減の対象は、世帯の所得が、基準額の33万円に、35万円掛ける世帯の被保険者数を足したものの以下である世帯とされていましたが、平成26年度はこの基準を33万円プラス45万円掛ける世帯の被保険者数以下といたしました。

また、5割軽減の対象は、世帯の所得が、33万円プラス24万5,000円掛ける世帯の被保険者数から世帯主を引いた額以下とされ、単身世帯には5割軽減が適用されない仕組みとなっております。しかし、33万円プラス24万5,000円掛ける世帯の被保険者数以下である場合は5割軽減を適用することとし、単身世帯にも適用されることとなりました。

これによりまして、軽減世帯が平成25年度の2,028世帯から平成26年度2,365世帯に、被保険者数では、平成25年度3,366人から平成26年度4,015人に、保険税の2割・5割・7割を軽減する対象が拡大をしておるところでございます。

さらに平成27年度からは、2割軽減の対象は、世帯の所得が33万円プラス47万円掛ける世帯の被保険者数以下とし、5割軽減の対象では、世帯の所得が33万円プラス26万円掛ける世帯の被保険者数以下とされる予定となっております。

これによりまして、40歳夫婦と子ども1人のモデル世帯、これは給与収入のみでございますが、この場合で、7割軽減の基準額は98万円に据え置かれるものの、平成25年度比較で、5割軽減が147万円から184万円に、2割軽減が223万円から274万円に引き上げられ、さらなる保険税軽減が図られる見込みとなっております。

また、議員御指摘のとおり、応益割合を定めることにより、所得の低い人ほど所得に占める負担率が大きくなるという逆進性は緩和されるところでございますが、応益、応能の割合につきましては国保制度の中で定められておりますので、保険者の裁量権の中で負担割合を変更することによる影響をよく見きわめながら、調査研究をしたいと考えております。

今後も、消費税増税などの国の情勢による影響や市町村国保の都道府県一元化問題、また医療給付費や国保税収の動向を注視し、均衡のとれた国保運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、軽減が今度拡大されるという話がありました。ただ、先ほど標準世帯ということで、夫婦2人と子ども1人の3人世帯で言われましたけれども、本巢市の場合は、先ほど申し上げたように平均1.何人ですので、いつも大体数字として取り上げる所得金額200万円あたりの人はほとんど対象にならないわけでありまして。そういうことで、繰り返しこの問題を取り上げているわけでありまして。

と同時に、国保税の問題、あるいは国民健康保険の改定の問題を取り上げるとき、どうしても指摘しなければならない問題が一つあります。国民健康保険法という法律は、最初はたしか1938年につくられました。そのとき、第1条で、国民健康保険法の目的として、相扶共済、相扶というのは相互扶助の「相」と「扶」ですね。相扶共済ということが目的とされていました。それが、戦後、1959年、今の国民健康保険法の母体ですけれども、新しい国民健康保険法がつくられ、その中で、今言った「相扶共済」という文言は消し去られました。そして、新たにといいますか、かわって挿入されたのが「社会保障」という文言であります。すなわち戦後、1959年以降は国民健康保険は社会保障だということに当然法律としてなっているわけでありまして。

ところが、その成立から50年以上たった今でも、国保は相互扶助だからというふうに思っている人が残念ながらまだまだいますし、本巢市にはいないとは思いますが、ほかの役所では、たびたび「相互扶助だから」という言葉を職員からも聞きます。本当に残念なことでありますけれども、そういうことについて、やっぱりきちんと法律の趣旨にのっとり、社会保障として、こうした低所得者の人、軽減対象にもならない、そうした困っている人に対して、じゃあどうしていくのかということを考えていくことが必要だと思うんですね。そうした観点から、この法律の意味も含めて、改めて、先ほど調査研究ということをおっしゃいましたので、くどいですが、もう一度、今の観点からお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒田芳弘君）

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

お答えをいたします。

国民健康保険制度でございますが、憲法第25条によりまして、国の社会的使命というふうに規定をされておるところでございます。この中で、社会保障制度であるということで認識をしているところでございます。

○議長（黒田芳弘君）

本日の会議は、議事の都合により会議時間を延長します。

[18番議員挙手]

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、4番目に移ります。

4番目は、学校給食の無償化についてという問題であります。

これについては、以前に一度取り上げたことがあります。学校給食を学校教育の一環として捉え、また若い世代の転入を促進する、こうしたことを目的として、無償化に踏み切る自治体が生まれてきています。

例えば、昨年5月、NHKテレビ「おはよう日本」で取り上げられた兵庫県の相生市、ここは、今から言うと4年前から実施しています。食事の問題ということで、自分で持つのが当然だとか、非常にありがたいとか、さまざまな評価があるそうでもありますけれども、相生市の定住促進室長が担当みたいでありますけれども、この室長は、「長期で見てください。すぐに効果があらわれるものではない。10年、20年先にこの世代がとどまってくれば、人口減少を抑制することができて、人口減もとまるのではないか」というふうに話していました。

そして、この相生市の学校給食費の助成金交付要綱はこのように述べています。「保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに、子育てを支援することを目的とする」と言っています。

同じような発想のもとで、この岐阜県内でも現在7市町が補助を行っているというふうに聞いています。例えば岐南町は100%補助です。安八町は第3子が50%、第4子以降100%、美濃市は第2子を50%、第3子以降100%などあります。

本巣市も検討を進めてはどうかというふうに思っておりますが、御見解を伺います。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

**○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）**

それでは、学校給食の無償化について、本巣市でも検討してはどうかについてお答えさせていただきます。

学校給食費につきましては、学校給食法におきまして、施設及び設備に要する経費、人件費及び光熱水費など、運営に関する経費につきましては、学校の設置者である本市の負担とし、それ以外を保護者の負担とした原則があります。

本巣市では、給食材料費に相当する額を給食費として、27年度予算額では、小学校・中学校合わせて1億6,700万円ほどを保護者から負担していただき、無償化した場合にはこの全額が財政負担として生じてまいります。

議員からの御質問の中にもありましたように、県内では7市町において給食費の補助が実施されております。岐南町では100%、安八町では第3子を50%、第4子以降は100%の補助、美濃市は第2子を50%、第3子以降を100%、岐阜市は小学生が月に270円、中学生が月に330円の補助、関ヶ原町は中学生1人につき1,000円の補助、川辺町は小・中学生1人当たり10円の補助が実施されております。また、八百津町におきましては、消費税が5%から8%に増税されましたときに3%部

分を転嫁しておらず、給食費を実質据え置いた状態で、実質的には補助がされている形となっております。また、揖斐川町、池田町が平成27年度から第3子以降の補助を実施される予定と伺っております。

今後、本巢市といたしましては、学校給食費を無償化した場合の財政負担を考慮しながら、子育てを支援するために、多子世帯を中心に検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

タイトルとしては無償化ということで申し上げましたけれども、私も申し上げましたし、今、局長からもありましたように、実際にやっているところもやり方はさまざまなんです。本巢市の実態に合わせたやり方というのを考えていけばいいだろうというふうに思います。

ついでですので、1つ紹介をしますが、同じ去年の7月、産経ニュース、これはWeb版だというふうに思っていますが、ここで紹介されているのは、給食費の未納の問題を取り上げていたわけです。当時、給食費の未納は0.9%、総額22億円というふうに言われています。これは、当時、要するに昨年度ということだというふうに思っていますが、これについて、いろいろ学校側に調査をしたところの結果が載っています。未納の原因の第1は、保護者の責任感や規範意識の問題というふうに答えた学校が61%。これはそうだろうというふうに思いますけれども、注目すべきは、保護者の経済的な問題、これが33%あると。3分の1は非常に経済的な問題で滞納せざるを得ないと。未納にならざるを得ないところがあるということをお知らせいたしておきます。

こうしたことも念頭に置きながら、子育てをどう支援していくか。あるいは、今の社会状況の中で、経済的に本当に困っている人たちにどう手を差し伸べていくか。さらに、本巢市の人口減をどう食い止めていくかということにも当然つながってくるわけですから、そういった観点を踏まえて対応をしてほしいということをお知らせしておきます。また、次の機会にその状況等も改めてお伺いをしたいと思います。

それでは、5番目に移ります。

5番目は、小規模事業の振興策についてであります。

小規模企業の活性化法というのができておりましたけれども、それが去年の6月、さらにそれを進めた形で、小規模企業に焦点を当てた小規模基本法、そして小規模支援法が昨年成立し、10月には経済産業省から小規模企業振興計画が出されました。この小規模基本法は、地方自治体に対して、小規模企業の振興について、区域の諸条件に応じた施策の策定とその実施の責務を課しています。

商工会においては、2つ目に申し上げた小規模支援法に基づいて計画づくりを今進めようとしているところだというふうに聞いています。

市が小規模事業者の振興を図っていく上で、商工会と連携をとりながら進めていくということは

当然であるというふうに思っておりますけれども、あわせて、市としての基本的な方策、計画をつくり上げていくことも求められているのではないかとこのように思っています。まず、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の小規模事業の振興について、市としての計画なり、方策を確立することも求められていますが、方針はについてお答えをさせていただきます。

これまで国では中小企業基本法に基づき中小企業の施策を実施してきましたが、平成11年の中小企業基本法の改正後は、どちらかという中規模企業に焦点が当てられがちでございました。

全国385万の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支え、地域のコミュニティーを維持するために極めて重要な存在であるということに鑑み、地域を根底で支える小規模企業にしっかりと焦点を当てた政策として、平成25年に改正した中小企業基本法により、小規模企業に対する中小企業施策の方針を位置づけ、今回の小規模企業振興基本法の改正に至ったものでございます。

この法律の概要は、小規模事業者固有の課題を洗い出した上で、総合的かつ計画的に国、地方公共団体、商工会、金融機関等が連携して施策を戦略的に実施するためのものであり、具体的な内容としては、「事業の持続的な発展を支援する」「政府が小規模企業施策について、今後5年間の小規模企業振興基本計画を定め、政策の継続・一貫性を担保する仕組みをつくり、国とともに地方公共団体が小規模企業の振興の施策を策定し、実行する責務及び地域全体の活性化に資する事業の促進を図る」こととされました。

また、これに合わせて小規模企業振興支援法も改正され、国が認定・公表した商工会の経営発達支援計画をもとに、商工会を中核として、県・市や地域の金融機関等と連携し、地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制の構築により、地域の活性化を図ることとなりました。

これにより、平成27年度に本巣市商工会が、小規模事業者の持続的な発展を意識した経営発達支援計画、3年の計画でございますが、作成を進め、10月ごろには国の認定などを受け、その支援計画により、小規模事業者による需要に応じたビジネスモデルの再構築、地域のブランド化、にぎわいの創出及び販路開拓事業などを推進することとお聞きしています。

市といたしましては、商工会と連携しながら、経営発達支援計画の作成を支援し、実施・評価段階において必要となる事業に対しても支援を行うことで、小規模事業者のニーズを踏まえた事業の持続的な発展の支援と地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の答弁の中で、商工会が支援法に基づく計画づくりを進めている。それに協力をしていくんだというふうに言われました。

先ほどお伺いしたのは、商工会と連携しながらやっていくということは当然のことながら、市として、独自に方策なり計画なりをつくっていく必要があるのではないかということでもあります。

去年の10月に経済産業省が基本計画を示し、その後、県におりてきているのかどうか、恐らくおりてきているとは思いますが、まだ市町村までなかなか具体的なものが来ていないという状況で、多くのところはまだ今、暗中模索というところかもしれませんが、そういう状況の中ではあるけれども、全国でどんなことがやられているかということでもいろいろ調べてみますと、例えば霧島市の例が出てきました。

霧島市は、中小企業・小規模事業者振興条例というのを考え、今現在、パブリックコメントの最中です。たしか7月の中旬ぐらいまでだと思いますので、その結果を受けて、正式に制定していくということになるとは思いますけれども、この霧島市の振興条例の案でありますけれども、この中で、特に言っているのは、市の責務を明らかにするとともに、市の基本方針を定めることにより、中小零細企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくんだと。そして、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与するんだというふうに述べています。まさに、商工会がということ以前に、市としての基本計画、基本的な方向を定めるためにこの条例をつくったんだというふうに言っています。

このことを見たときに、これからじゃあ考えていくかということと、ここまで進んでいるところと、いろいろあるわけですが、本巢市としてはぜひとも、商工会が今動き始めているわけですから、それとタイアップするのと合わせて、市としての基本的な方針、できればやっぱり計画づくり、振興計画というようなものをつくっていく必要があるのではないかというふうに考えています。あるいは、さらに進んで、霧島市のような振興条例というのも考えてはどうなのかということも思っています。

とりわけ、27年度は第2次総合計画策定の年であります。この総合計画にどう位置づけていくかということも問われています。そうした点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

議員御指摘になりました、市として独自の施策はというようなことでおっしゃいました。確かに小規模企業振興基本法の中で、地方公共団体が小規模企業の振興の施策を策定し、実行する責務というふうに書いてございました。私も、確かに国のものを見せていただいたりしておりますが、今、具体的にどのような方針をすべきかとか、県から新しい、こんなふうにというような資料については、まだ余り流れてきていないという状況でございます。ですが、今、御指摘ありましたように、そのことについて今後研究をさせていただきますし、お聞きしておりますと、今、国で計画を



立てられ、今度、県でも計画を立てられる。その中で、市のほうにも情報の提供もあるし、ある程度の形も見えてくるかと思いますが、今のところ、さっきおっしゃいましたような、市としてどんな形にするかというのは、ちょっとまだ、先ほど議員おっしゃいましたように暗中模索のような状況であることは事実でございます。

ところが、先ほど議員御指摘がありましたように、総合計画に位置づけたらどうかというようなことにつきましては、平成27年に計画をつくっていく中で、今、総合計画にのっておりますのは、現状と課題、あるいは施策の基本検討、あるいは施策の内容等について総合計画にのっておりますので、その中で、商工会との協議した内容、計画の内容等についてもものせていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

基本的にそういうことで結構なんですけど、先ほどたまたま事務局の日程を見ておりましたら、24日に計画審議会が開かれるそうであります。林部長と同じく、大熊部長も定年でございますので、24日の計画審議会に何らかの形で助言なり提言なりをしておいていただくと、今言われたことが一歩でも早く進むのではないかというふうに思っています。その点だけよろしく、これは答弁は結構です。申し上げて、終わります。

---

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あす、3月17日火曜日午前9時から本会議を開会し、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後5時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員